

令和7年10月

鈴鹿亀山地区広域連合議会定例会会議録

令和7年10月21日 開会

令和7年10月21日 閉会

鈴鹿亀山地区広域連合議会



## 鈴鹿亀山地区広域連合議会定例会会議録

令和7年10月21日鈴鹿市議会全員協議会室において鈴鹿亀山地区広域連合議会定例会を開く。

### 1 出席議員

1 番	松葉谷 光 由	2 番	矢 田 真佐美
3 番	藤 井 栄 治	4 番	福 沢 美由紀
5 番	船 間 涼 子	6 番	深 水 隆 司
7 番	中 西 大 輔	8 番	森 美和子
9 番	池 上 茂 樹	10 番	石 田 秀 三
11 番	櫻 井 清 蔵	12 番	田 中 通

### 1 欠席議員

なし

### 1 出席者の職氏名

広域連合長	末 松 則 子
副広域連合長	櫻 井 義 之
代表監査委員	上 田 寿 男
会計管理者	伊與田 美 彦
事務局長	福 中 正 道
総務課長	上 村 剛
介護保険課長	中 条 裕
総務課主幹	佐 藤 剛
総務課副参事兼 鈴鹿亀山消費生活センター所長	川 村 敏 正
介護保険課副参事兼管理グループリーダー	伊 藤 淳
介護保険課副参事兼認定グループリーダー	藤 本 泰 子
介護保険課副参事兼給付グループリーダー	岡 田 千麻子
介護保険課主幹兼指導グループリーダー	澤 谷 陽 子

### 1 議会書記

1 会議の事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 1 1 号 令和 6 年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計歳入歳出  
決算の認定について

議案第 1 2 号 令和 6 年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別  
会計歳入歳出決算の認定について

議案第 1 3 号 令和 7 年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算  
(第 1 号)

議案第 1 4 号 令和 7 年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別  
会計補正予算 (第 1 号)

日程第 5 一般質問

---

午前10時00分 開 会

○議長（田中通 議員）

皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまから令和7年10月鈴鹿亀山地区広域連合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。

本日の議事日程は、過日、送付いたしましたとおりでございますので、御了承をお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第35条の規定により議長において、藤井栄治議員、池上茂樹議員を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中通 議員）

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

次に、日程第3、諸般の報告をいたします。

本日の議案説明員の職・氏名を一覧表にして、お手元に配付しておきましたので、御了承願います。

次に、令和7年度定期監査結果報告書及び例月出納検査の結果をお手元に配付しておきましたので御了承願います。

次に、日程第4、議案第11号 令和6年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第14号 令和7年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

## ○広域連合長（末松則子 君）

皆様、おはようございます。本日は鈴鹿亀山地区広域連合議会の10月定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様におかれましては何かとお忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、本会議に提出をいたしております議案について説明申し上げます。なお、議案の概略を私から説明させていただき、決算、予算議案の詳細につきましては総務課長が説明をいたしますので、御了承賜りたいと存じます。

まず、議案第11号 令和6年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、説明を申し上げます。

決算書の2ページから3ページを御覧ください。

歳入でございますが、歳入総額は、前年度と比較して73.2%増の6億8,350万5,003円となっております。

続きまして、4ページから5ページを御覧ください。

歳出でございますが、歳出総額は、前年度と比較して73.2%増の6億8,350万5,003円となっております。

また、一般会計における収支は、歳入歳出差引額ゼロ円となっております。

次に、議案第12号 令和6年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、説明申し上げます。

決算書の28ページから29ページを御覧ください。

歳入でございますが、歳入総額は、前年度と比較して1.5%増の201億4,225万8,989円となっております。

続きまして、30ページから31ページを御覧ください。

歳出でございますが、歳出総額は、前年度と比較して1.3%増の199億1,815万4,588円となっており、その91.8%を保険給付費が占めております。

また、介護保険事業 特別会計における収支は、歳入歳出差引額2億2,410万4,401円となっております。

続きまして、補正予算書の1ページ、議案第13号 令和7年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第1号）について、説明申し上げます。

今回の補正額は、第1条で、歳入歳出それぞれ2,104万6,000円を増額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ6億9,520万円にしようとするものでございます。

続きまして、補正予算書の17ページ、議案第14号 令和7年度鈴鹿亀山地区広域

連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、説明申し上げます。

第1条で、歳入歳出それぞれ3億1,963万2,000円を増額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ210億5,211万1,000円にしようとするものでございます。

以上が、本会議に提出しております4議案の概要でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（田中通 議員）

総務課長。

#### ○総務課長（上村剛 君）

おはようございます。

それでは、議案第11号から議案第14号までにつきまして、補足説明をいたします。

議案第11号 令和6年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、決算書の8・9ページをお開き願います。

まず、歳入でございます。第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市負担金2億2,154万752円は、広域連携事務、消費者行政事務及び介護保険事務に係る負担割合に基づいた両市からの負担金で、その内訳は、鈴鹿市が1億6,781万9,630円、亀山市が5,372万1,122円でございます。

次に、第2款国庫支出金2億2,425万7,380円でございますが、まず、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金9,288万380円は、低所得者保険料軽減事業に伴う国の負担金でございます。

第2項国庫補助金、第1目民生費国庫補助金1億3,137万7,000円は、重層的支援体制整備事業に係る国交付金でございます。

次に、第3款県支出金1億1,475万7,156円でございますが、まず、第1項県負担金、第1目民生費県負担金4,644万190円は、ページをめくっていただきまして、低所得者保険料軽減事業に伴う県負担金でございます。

第2項県補助金、第1目民生費県補助金6,612万4,000円は、生計困難者等の介護保険サービスに係る利用者負担軽減を図るための低所得者等対策費補助金及び重層的支援体制整備事業に係る県交付金でございます。

第2目商工費県補助金219万2,966円は、消費者行政強化事業費補助金でございます。

次に、第5款諸収入、第1項雑入、第1目雑入522円は、ページをめくっていただきまして、共済組合の事務手数料等となっております。

第6款繰入金、第1項特別会計繰入金、第1目介護保険事業特別会計繰入金1億2,294万9,193円は、重層的支援体制整備事業に係る介護保険事業特別会計からの繰入金でございます。

以上、歳入合計は6億8,350万5,003円でございます。

続きまして、14・15ページを御覧ください。

歳出でございます。第1款議会費65万4,300円でございますが、第1項議会費、第1目議会費のうち、主なものといたしまして、第1節報酬50万7,300円は、広域連合議会の定例会、臨時会及び議会運営連絡会議に係る議員報酬でございます。

次に、第2款総務費7,811万2,545円でございますが、第1項総務管理費、第1目一般管理費のうち、主なものといたしまして、第10節需用費86万8,544円は消耗品費、広域連合広報の発行に係る印刷製本費等となっております。

第11節役務費420万4,569円は、光アクセス回線、番号連携サーバー等の回線使用料を含む電話料等でございます。

第12節委託料771万2,868円は、情報システム、番号連携サーバーの保守管理等の電算委託料、シルバー人材センターへ委託しております文書集配業務に係る委託料等でございます。

第13節使用料及び賃借料1,501万3,205円は、広域連合事務所、公用車駐車場の土地家屋借上料、ページをめくっていただきまして、財務会計システム等の機器材等の借上料、文書集配業務に伴う自動車の借上料等でございます。

第18節負担金補助金及び交付金4,924万6,814円は、事務局長及び総務課職員の人件費等負担金等となっております。

次に、第2目企画費79万645円のうち、主なものといたしまして、第10節需用費59万4,408円は、消耗品費、燃料費、広域連合広報の発行に係る印刷製本費等でございます。

続きまして、第3款民生費5億7,514万5,993円でございますが、ページをめくっていただきまして、第1項社会福祉費、第1目老人福祉費のうち主なものといたしまして、第12節委託料3億7,453万6,638円は、重層的支援体制整備事業に係る委託料でございます。令和6年度から鈴鹿市が重層的支援体制整備事業に移行したことに伴い、一般会計に事業費を計上したことから大幅な増となっております。

第27節繰出金1,377万6,000円は、重層的支援体制整備事業の国県交付金過年度分

の介護保険事業特別会計への繰出金でございます。

第2目介護保険費1億8,576万760円は、低所得者保険料軽減事業に伴う介護保険事業特別会計への繰出金でございます。

次に、第4款商工費2,714万8,165円でございますが、これは消費生活センターの運営費でございます。

第1項商工費、第1目商工総務費のうち、主なものといたしまして、第2節給料、第3節職員手当等、ページをめくっていただきまして、第4節共済費につきましては、消費生活相談員の給料、各種職員手当、市町村職員共済組合負担金等、消費生活相談員に係る人件費でございます。

第7節報償費42万円は、月1回開催しております弁護士相談に係る報酬でございます。

第10節、需用費112万6,894円は、消耗品費、消費生活センターだより発行に係る印刷製本費、光熱水費等でございます。

第13節使用料及び賃借料140万5,910円は、消費生活センターの賃借料及びコピー機の使用料でございます。

第18節負担金補助及び交付金1,115万2,403円は、消費生活センターの人件費等負担金等でございます。

ページをめくっていただきまして、次に、第5款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目償還金244万4,000円は、国庫支出金等過年度の返還金でございます。

第6款予備費でございますが、充用はございません。

以上、歳出合計は6億8,350万5,003円でございます。

以上が、一般会計の歳入歳出決算の補足説明でございます。

続きまして、議案第12号 令和6年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明をいたします。

同じく、決算書の34・35ページをお開き願います。

まず、歳入でございます。第1款保険料、第1項介護保険料、第1目第1号被保険者保険料は49億9,973万5,436円で、これは65歳以上の保険料でございます。保険料全体の収納率は97.9%で、前年度より0.2%の増でございました。

また、不納欠損額は2,373万8,920円で、徴収権の消滅時効に至った保険料について不納欠損として処分いたしましたものでございます。

なお、収入未済額は8,435万4,608円となっております。

次に、第2款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市負担金29億2,327万5,768円は、介護保険事業に係る両市からの負担割合に基づいた負担金で、鈴鹿市が22億3,348万2,078円、亀山市が6億8,979万3,690円でございます。

次に、第4款国庫支出金40億2,600万4,939円でございますが、第1項国庫負担金、第1目介護給付費負担金34億26万9,350円は、介護給付及び予防給付に係る国庫負担金でございます。

第2項国庫補助金、ページをめくっていただきまして、第1目調整交付金3億9,508万1,000円は、介護給付及び地域支援事業に要する費用に対する財政調整のための国交付金でございます。

第2目地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業分)が1億2,009万2,126円及び第3目地域支援事業交付金(その他の地域支援事業分)が7,043万2,463円は、当該事業に対する国交付金でございます。

第4目保険者機能強化推進交付金1,304万7,000円は、高齢者の自立支援、重度化防止等に資する事業に係る国交付金でございます。

第5目介護保険保険者努力支援交付金2,708万3,000円は、介護予防及び健康づくりに資する取組等に重点化した国交付金でございます。

第5款支払基金交付金50億9,504万1,578円は、社会保険診療報酬支払基金からの第2号被保険者である40歳以上65歳未満の方の保険料納付分でございます。

まず、第1項支払基金交付金、第1目介護給付費交付金49億3,904万9,116円は、介護給付及び予防給付に対する交付金でございます。

ページをめくっていただきまして、第2目地域支援事業支援交付金1億5,599万2,462円は、地域支援事業に対する交付金でございます。

次に、第6款県支出金26億6,484万7,809円でございますが、第1項県負担金、第1目介護給付費負担金25億5,457万4,000円は、介護給付に係る県負担金でございます。

第2項県補助金、第1目地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業分)7,505万7,578円及び第2目地域支援事業交付金(その他の地域支援事業分)3,521万6,231円は、当該事業に対する県交付金でございます。

第7款繰入金2億3,536万8,800円でございますが、第1項一般会計繰入金、第1目低所得者保険料軽減事業繰入金1億8,576万760円は、低所得者保険料軽減事業に係る一般会計からの繰入金でございます。

ページをめくっていただきまして、第2目重層的支援体制整備事業繰入金1,377

万6,000円は、重層的支援体制整備事業国県交付金の過年度追加交付分の一般会計からの繰入金でございます。

第2項基金繰入金、第1目介護給付費準備基金繰入金3,583万2,040円は、地域支援事業費の不足に伴う介護給付費準備基金からの繰入金でございます。

次に、第8款繰越金1億8,965万4,285円は、前年度の繰越金でございます。

次に、第9款諸収入833万374円でございますが、第1項延滞金及び加算金及び過料、第1目第1号被保険者延滞金40万100円は、第1号被保険者の保険料納付遅延に係る延滞金でございます。

第2項雑入、第1目返納金193万8,477円は、介護給付費返納金等でございます。

ページをめくっていただきまして、第2目雑入60万1,697円は、生活保護受給者の介護認定料等でございます。第3目第三者納付金539万100円は、交通事故等によって生じた保険給付に係る第三者からの損害賠償金でございます。

以上、歳入合計は201億4,225万8,989円でございます。

続きまして、44・45ページを御覧ください。

歳出でございます。

第1款総務費5億3,623万3,757円でございますが、まず、第1項総務管理費、第1目一般管理費のうち、主なものといたしまして、第1節報酬489万3,590円は、介護保険課パートタイム会計年度任用職員の報酬等でございます。

第2節給料、第3節職員手当等、第4節共済費につきましては、介護保険課フルタイム会計年度任用職員の給料、各種職員手当、市町村職員共済組合負担金等、当該職員に係る人件費でございます。

ページをめくっていただきまして、第11節役務費1,420万8,597円は、郵便料のほか、介護保険システム回線使用料を含む電話料等でございます。

第12節委託料8,066万1,469円は、介護保険システム保守管理等の電算委託料、両市への介護保険料賦課徴収業務委託料等でございます。

第18節負担金補助及び交付金1億8,133万6,530円は、介護保険課職員の人件費等負担金等でございます。

次に、第2項介護認定審査会費2億2,906万2,444円でございますが、第1目介護認定審査会費のうち、主なものといたしまして、第1節報酬3,665万5,200円は、介護認定審査会委員の報酬でございます。

ページをめくっていただきまして、第18節負担金補助及び交付金435万8,400円は、両市医師会が実施する介護認定適正化事業に係る交付金でございます。

次に、第2目認定調査等費のうち、主なものといたしまして、第11節役務費5,822万8,274円は、郵便料のほか、主治医意見書作成手数料でございます。

第12節委託料1億2,632万958円は、要介護認定訪問調査委託料でございます。

次に、第3項趣旨普及費257万6,193円でございますが、主なものといたしまして、第10節需用費215万1,439円は、介護保険パンフレット、広報紙発行に係る印刷製本費等でございます。

次に、第2款保険給付費182億9,390万2,557円でございますが、前年度と比べますと3.9%に当たる6億9,352万1,055円の増となっております。

ページをめくっていただきまして、まず、第1項介護サービス等諸費、第1目介護サービス等諸費、第18節負担金補助及び交付金177億9,424万2,938円は、備考欄の各サービス等に係る給付費でございます。

ページをめくっていただきまして、第2目審査支払手数料、第11節役務費1,677万996円は、国民健康保険団体連合会に対する介護報酬審査支払手数料でございます。

第3目高額介護サービス等費、第18節負担金補助及び交付金4億2,467万6,967円は、基準額を超えた利用者負担金を払い戻す高額介護サービス費でございます。

第4目高額医療合算介護サービス等費、第18節負担金補助及び交付金5,821万1,656円は、介護保険と医療保険の利用者負担額の合計が基準額を超えた額を払い戻す高額医療合算介護サービス費となっております。

次に、第3款地域支援事業費7億3,292万3,930円でございますが、ページをめくっていただきまして、第1項地域支援事業費、第1目介護予防・生活支援サービス事業費のうち、主なものといたしまして、第18節負担金補助及び交付金5億3,262万8,271円につきましては、備考欄の各種介護予防・生活支援サービス事業に係る費用でございます。

次に、第2目一般介護予防事業費のうち、主なものといたしまして、第12節委託料3,728万5,239円は、備考欄の各種サービス実施に伴う両市及び地域包括支援センターへの委託料でございます。

次に、第3目包括的支援事業・任意事業のうち、ページをめくっていただきまして、主なものといたしまして、第12節委託料1億5,002万9,176円は、備考欄の各種事業等の実施に伴う両市及び包括支援センターへの委託料でございます。

第5款諸支出金3億5,509万4,344円でございますが、第1項基金費、第1目介護給付費準備基金費3,506万5,396円は、国県交付金等の精算に伴う追加交付分を介護

給付費準備基金へ積み立てたものでございます。

第2項償還金及び還付加算金1億9,707万9,755円でございますが、ページをめくっていただきまして、第1目第1号被保険者過年度保険料還付金742万4,470円は、第1号被保険者過年度保険料の還付金でございます。

第2目償還金1億8,965万5,285円は、国庫支出金等の過年度分返還金でございます。

第3項繰出金1億2,294万9,193円でございますが、第1目他会計繰出金で重層的支援体制整備事業に係る一般会計の繰出金でございます。

第6款予備費については、充用はございません。

以上、歳出合計は199億1,815万4,588円でございます。

以上が介護保険事業特別会計の歳入歳出決算の補足説明でございます。

続きまして、議案第13号 令和7年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算(第1号)の補足説明をいたします。

補正予算書の10・11ページをお開き願います。

まず、歳入でございます。

第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市負担金13万6,000円の減額は、低所得者保険料軽減事業に係る市負担金の過年度分精算に伴うものでございます。

次に、第2款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目民生費国庫補助金1,262万8,000円の増額は、重層的支援体制整備事業国交付金の過年度分精算に伴うものでございます。

第3款県支出金、第2項県補助金、第1目民生費県補助金666万9,000円の増額は、重層的支援体制整備事業県交付金の過年度分精算に伴うものでございます。

ページをめくっていただきまして、第4款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金10万円の減額は、前年度繰越金確定に伴うものでございます。

第6款繰入金、第1項特別会計繰入金、第1目介護保険事業特別会計繰入金198万5,000円の増額は、前年度分の国庫支出金等の精算に伴う返還金の財源不足を介護保険事業特別会計から繰り入れるものでございます。

続きまして、14・15ページをお開きください。

歳出でございます。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目老人福祉費1,929万7,000円の増額は、重層的支援体制整備事業に係る国県交付金の前年度精算に伴い、追加交付を特別会

計へ繰り出すものでございます。

次に、第5款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目償還金174万9,000円の増額は、前年度国庫支出金等の精算額確定に伴う返還金でございます。

以上が、一般会計補正予算(第1号)の補足説明でございます。

続きまして、議案第14号 令和7年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の補足説明をいたします。

26・27ページをお開き願います。

歳入でございます。

第5款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第1目介護給付費交付金1,511万5,000円の増額は、前年度実績精算に伴うものでございます。

第2目地域支援事業支援交付金237万7,000円の増額は、前年度実績精算に伴うものでございます。

第6款県支出金、第1項県負担金、第1目介護給付費負担金5,875万3,000円の増額は、前年度実績精算に伴うものでございます。

第7款繰入金、第1項一般会計繰入金、第2目重層的支援体制整備事業繰入金1,929万7,000円の増額は、重層的支援体制整備事業の前年度精算に伴い、一般会計から繰り入れることによるものでございます。

ページをめくっていただきまして、第2項基金繰入金、第1目介護給付費準備基金繰入金198万5,000円の増額は、前年度決算に伴う所要額の精算によるもので、一般会計繰出金の財源でございます。

次に、第8款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金2億2,210万5,000円の増額は、前年度繰越金の確定によるものでございます。

続きまして、30・31ページをお開きください。

歳出でございます。

第5款諸支出金、第1項基金費、第1目介護給付費準備基金費2億2,524万1,000円の増額は、前年度精算に伴い、介護給付費準備基金へ積立額を増額するものでございます。

第2項償還金及び還付加算金、第2目償還金9,240万6,000円の増額は、前年度国庫支出金等精算に伴う返還金の増に伴うものでございます。

第3項繰出金、第1目他会計繰出金198万5,000円の増額は、前年度国庫支出金等精算に伴う返還金の財源不足を一般会計へ繰り出すものでございます。

以上が、介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の補足説明でございます。

以上が、議案第11号から議案第14号までの補足説明でございます。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中通 議員）

議案第11号から議案第14号までの説明は終わりました。

ここで休憩をいたします。

再開は10時50分といたします。

午前10時42分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（田中通 議員）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程により、議事を継続します。

これより質疑に入ります。

議案質疑に当たりましては、一問一答方式で、質疑時間は答弁を含め30分以内です。ので、厳守していただきますようお願いいたします。

また、議案質疑でございますので、質疑に当たっては自己の意見を述べることなく、質疑の範囲が議題外にわたることのないよう注意をいただくとともに、議案番号を述べた上で質疑いただくよう重ねてお願いいたします。

それでは、通告に従い、森美和子議員から発言を許します。

森美和子議員。

○森美和子 議員

森美和子です。議案質疑をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議案第11号 令和6年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、お伺いをしたいと思います。

その中でも重層的支援体制整備事業についてお伺いをしたいと思います。

先ほどの説明で、令和5年度から比べて鈴鹿市さんの事業が増えたので決算額も膨らんでいるということは理解をさせていただきました。

この事業は第9期事業計画にも位置づけられてますが、改めて事業内容と令和6年度の実績についてお伺いをしたいと思います。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

それでは、森議員の議案第11号 令和6年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についての御質疑のうち、重層的支援体制整備事業費について、その事業内容と実績につきまして御説明申し上げます。

本広域連合の重層的支援体制整備事業は、包括的相談支援事業の地域包括支援センターの運営、地域づくり事業の地域介護予防活動支援事業と生活支援体制整備事業の三つの事業からなります。

一つ目の、地域包括支援センターの運営につきましては、鈴鹿亀山地区広域連合管内の社会福祉法人等に委託し、基幹型地域包括支援センターを2か所、地域包括支援センターを10か所設置し、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を配置し、総合相談支援業務などを行っております。

令和6年度の事業費の決算額は、地域包括支援センターの運営のための委託料として6億1,680万円（後に「3億1,680万円」と訂正あり）、地域包括支援センターの設置運営等に関する事項を調査審議する介護保険運営委員会に係る費用や地域包括支援センターの啓発のための事業として49万9,595円の合計3億1,729万9,595円でございます。

二つ目の、地域介護予防活動支援事業につきましては、鈴鹿市及び亀山市に事業を委託し実施しております。事業の内容は地域づくり・地域まちづくり協議会が実施する、地域での支え合い活動である鈴鹿市の暮らしまかせて支援事業や亀山市の地域で「ちょこボラ」の事業、介護予防のためのスクエアステップ活動支援事業などがございます。令和6年度の事業費の決算額は1,421万3,852円でございます。

三つ目の生活支援体制整備事業も鈴鹿市及び亀山市に事業を委託し実施しており、事業の内容は、市全体を担当する第1層の生活支援コーディネーターを両市にそれぞれ1名ずつ、日常生活圏域を担当する第2層の生活支援コーディネーターを鈴鹿市に4名、亀山市に2名配置し、地域の実態把握や地域での活動への参加によるネットワークづくり、地域づくり・まちづくり協議会が実施する地域での支え合い活動への支援などがございます。令和6年度の事業費の決算額は4,352万2,786円でございます。

すみません。先ほど、私の答弁の中で、地域包括支援センターの運営のための委託料につきまして6億と申しましたけども、正しくは3億1,680万円でございます。訂正いたします。

答弁は、以上になります。

○議長（田中通 議員）

森美和子議員。

○森美和子 議員

状況を聞かせていただいて、二つの事業と一つの委託事業という形で聞かせていただきました。

次に、決算内容についてお伺いをしたいと思います。

まず、歳入については、国庫補助金、県補助金と計上されており、それぞれ現年度分、過年度分に分けて計上されておりますが、その理由についてお伺いをしたいと思います。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

歳入歳出決算における国県交付金の現年度分と過年度分につきまして、御説明申し上げます。

決算書8ページから11ページになりますが、重層的支援体制整備事業における国県交付金の現年度分につきましては、令和6年度に交付申請をし、交付決定により交付を受けたものになります。

次に、過年度分につきましては、事業完了後、翌年度に実績を報告した結果として、実績に対する令和5年度の交付金の不足分について追加交付を受けたものになります。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

森美和子議員。

○森美和子 議員

分かりました。

次に、歳入の繰入金で1億2,294万9,193円が介護保険事業特別会計から繰り入れられております。

歳出の繰出金として1,377万6,000円が介護保険事業特別会計に戻されております。特別会計から入れてまた戻すという、このお金の流れについて説明を求めたいと思います。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

歳出決算における繰出金と歳入決算における繰入金につきまして、御説明申し上げます。

まず、繰出金についてでございますが、決算書の18・19ページを御覧ください。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目老人福祉費の繰出金1,377万6,000円は、重層的支援体制整備事業に関するもので、これは決算書8・9ページ、第2款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目民生費国庫補助金の重層的支援体制整備事業国交付金、過年度分917万9,000円と、10・11ページ、第3款県支出金、第2項県補助金、第1目民生費県補助金の重層的支援体制整備事業県交付金過年度分459万7,000円、この合計が財源となっております。

これは、令和5年度に重層的支援体制整備事業の国・県交付金は、交付決定の額をもって決算をいたしますが、そのうち事業費から国・県・市の負担分を控除した額を保険料で負担する分として、特別会計から一般会計に繰り入れております。

このたび国・県交付金の精算により、追加交付を受けたことから、令和5年度に介護保険料で一旦立て替えた形になっていた分を特別会計に戻すために一般会計から特別会計に繰り出すものでございます。

次に、繰入金についてでございますが、決算書の12・13ページでございます。

歳入の第6款繰入金、第1項特別会計繰入金、第1目介護保険事業特別会計繰入金の重層的支援体制整備事業繰入金、1億2,294万9,193円は、令和6年度の事業費に対する保険料負担分と令和5年度の国県交付金の返還金分の財源として、特別会

計から一般会計に繰り入れたものでございます。

返還金は、決算書22ページ、23ページでございます。

歳出の第5款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目償還金の返還金244万4,000円が、令和5年度分の重層的支援体制整備事業の国・県交付金の精算に伴う返還金になります。

重層的支援体制整備事業の国県交付金は、細事業ごとに精算することになっているため、追加交付と返還がそれぞれ生じているものでございます。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

森美和子議員。

○森美和子 議員

これ一般会計に予算がないので、特会から一旦は介護保険料の中から借りて、一旦計上をして返すという形でよろしかったですか。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

そのとおりでございます。一旦、決算としてはそのような処理をする必要があるため、今回戻すというような処理を行ったものでございます。

以上です。

○議長（田中通 議員）

森美和子議員。

○森美和子 議員

分かりました。

次に、議案第12号 令和6年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、お伺いをしたいと思います。

この中でも、保険者機能強化推進交付金と介護保険保険者努力交付金について、

お伺いをしたいと思います。

まず、どのような交付金なのかと、令和6年度の実績について説明を求めたいと思います。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

議案第12号 令和6年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての御質疑のうち、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金について、交付金の制度につきまして御説明申し上げます。

保険者機能強化推進交付金と保険者努力支援交付金は、高齢者の自立支援・重度化防止等の取組を支援することを目的として、客観的な指標で評価し交付される交付金です。

まず、交付金の趣旨といたしましては、平成29年に地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律におきまして、高齢者の自立支援重度化防止等に向けた保険者の取組が制度化されたことを受け、翌年度の平成30年度から財政的なインセンティブとして自治体の取組を客観的な指標で評価し、達成状況に応じて金額が決まる保険者機能強化推進交付金が創設されました。

また、令和2年度には介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価する介護保険保険者努力支援交付金が創設されました。

交付金の充当先につきましては、保険者機能強化推進交付金は地域支援事業の第1号保険料負担分に充当できるほか、令和2年度からは一般会計で行う高齢者の予防・健康づくりに資する取組を新規・拡充分にも充当できることとなっております。

保険者努力支援交付金は、地域支援事業のうち、介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業の一部事業の第1号保険料負担分に充当できることとなっております。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

併せまして、実績について御説明させていただきます。

保険者機能強化推進交付金の決算額は1,304万7,000円でございます。令和5年度の決算額1,934万9,000円と比較しますと、630万2,000円の減額となっております。

介護保険保険者努力支援交付金の決算額は2,708万3,000円でございます。令和5年度の決算額2,619万5,000円と比較いたしますと、88万8,000円の増額となっております。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

森美和子議員。

○森美和子 議員

いずれにしても高齢者の重度化を防ぐとか健康づくりにしっかりと取り組んだところに対して交付金として下りてくるということですので、頑張った分だけ下りてくるという、そういったものだと思います。

令和5年度は保険者機能強化交付金に対する特別会計から一般会計に繰出金として計上され、フレイル予防に活用したと。令和5年度はね。今回、他会計の繰出金というのは重層のみとなっておりますが、その理由についてお伺いをしたいと思います。フレイル予防はされているのかについて、併せてお伺いをしたいと思います。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

令和5年度に実施していた高齢者フレイル予防対策事業の令和6年度の状況につきまして、御説明申し上げます。

高齢者フレイル予防対策事業は鈴鹿市で実施していた事業で、先ほど、保険者機能強化推進交付金の充当先で説明いたしました一般会計で行う高齢者の予防・健康づくりに資する取組として交付金を充当していた事業になります。

この事業は、令和5年度で事業が終了したため、令和6年度決算には記載がない

ものでございます。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

森美和子議員。

○森美和子 議員

じゃあそのフレイル予防を令和6年度はどこでやってるのか伺いたい。やってないのか。

○議長（田中通 議員）

介護保険課給付グループリーダー。

○介護保険課給付グループリーダー（岡田千麻子 君）

先ほど御質問の高齢者フレイル予防対策事業については、この事業については令和5年度で終了しておりますけれども、フレイル予防という観点からしましたら、地域支援事業の総合事業の一般介護予防事業の中で取組を行っております。全く同じ事業でもありませんけれども、現在も鈴鹿市、亀山市のほうでフレイル予防には力を入れていただいております。

以上でございます。

○森美和子 議員

終わります。

○議長（田中通 議員）

これにて、森美和子議員の質疑を終わります。

中西大輔議員。

○中西大輔 議員

中西大輔です。よろしく申し上げます。

まず、入る前なんですけど、ちょっと資料が非常にあちこちで見にくいので、この辺り整理していただいたほうがいいのかなと、ちょっとだけ言わせていただきま

す。

それでは、議案第11号 令和6年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計歳入歳出決算の認定からお聞きしていきます。

まず、決算書の16・17ページにあります歳出款2総務費、項1総務管理費、目2企画費、広域連携連絡調整費なんですけれども、これ令和6年度の実績として会議の中でどのような議題が取り上げられたのか説明のほうをお願いします。

#### ○議長（田中通 議員）

事務局長。

#### ○事務局長（福中正道 君）

それでは、中西議員の議案第11号 令和6年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計歳入歳出決算の認定のうち、企画費、広域連携連絡調整費についての御質疑について、令和6年度における会議の内容につきまして、御説明申し上げます。

令和6年度における広域連携連絡調整費に関する会議といたしましては、鈴鹿市からは総合政策課、亀山市から政策推進課が課長及び担当者に御参加いただきまして、企画担当課長会議を7月と10月の2回開催いたしました。

この会議は広域計画に基づくもので、広域計画の改定について協議をいたしました。協議の結果、広域計画の方向性や内容に関しては変更せず、作成の趣旨等を現在の社会情勢に合わせた表現に修正することとなりました。

なお、この会議の結果に基づき改定いたしました広域計画は、令和7年3月定例会に提案し、承認いただいたところでございます。

以上でございます。

#### ○議長（田中通 議員）

中西大輔議員。

#### ○中西大輔 議員

企画担当ということでお聞きしましたが、介護のことをやっていこうと思うと、どうしても医療が外せないですね。医療と介護の連携ということで取り組まれているわけで。

そうなってくると、この鈴鹿と亀山は医療圏でいうと北勢医療圏の中の鈴鹿亀山

医療圏ということで、その医療体制をどうしていくかというのはしっかり取り組まないといけないんですけど、今介護の領域でもナーシングホームとかいろいろ出てきている中で、その手の話というのはこの企画担当の中では出たのでしょうか、聞かせてください。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

最後の御質疑でございますけれども、地域医療に関して両市から広域連合で取り組むべき事業等について等という御提案もございませんでしたし、話題というのはいかがでしょうか。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

中西大輔議員。

○中西大輔 議員

ちょっと今の答弁からすると、この介護保険事業を進めていくに当たって非常に心もとない状況だなというのが分かりました。

それでは、次の論点ですけれども、同じく、決算書の18・19ページ、歳出、款3 民生費、項1 社会福祉費、重層的支援体制整備事業費についてなんですけれども、大枠のところは先ほど森議員の答えのほうにもありましたので、その辺りは調整していただきたいんですけれども、今回、令和6年度の実績の中で非常に気になっていることなんですけれども、重層的支援体制を進めるに当たって、地域包括支援センターというのが相談拠点の一つになると思うんですけれども、実際、その中の職員の方々の対応状況はどうだったのか。また相談内容ということがどのようなものだったのかということについてお聞きしたいと思います。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

## ○事務局長（福中正道 君）

重層的支援体制整備事業費についての御質疑のうち、1点目、地域包括支援センターの体制について、その体制と相談実績につきまして御説明を申し上げます。

まず、地域包括支援センターの体制でございますけれども、職員の配置基準につきましては、介護保険法施行規則などで規定をされております。

広域連合では国の示す基準に従いまして、地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例により体制を確保しております。

包括的支援事業を適切に実施するために、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種をそれぞれ常勤の専従者を配置することとされております。3職種の人員数につきましては、担当する圏域の65歳以上の人口を基準といたしまして、3,000人以上6,000人未満では、3職種をそれぞれ1人ずつ配置することとなります。6,000人を超える場合は3職種のいずれかを1人追加し、以降、3,000人増加することに1人追加することとなっております。

各包括におきましては、これに従い職員を配置していただいているところでございまして、基準に基づく3職種の配置人数は合計で44人になります。

次に、地域包括支援センターにおける総合相談支援事業の実績でございますけれども、昨年度における相談件数は、基幹型を含めた12包括で、全体で4,980件でした。

相談の内容といたしましては、介護保険の制度やサービスに関することが最も多く3,520件、生活に関する相談が1,707件となっております。

なお、複数選択のための相談件数を超過しておりますので御了承ください。

介護に関することだけではなくて、8050問題や障害のある家族に関する相談といった複雑・複合的な課題に関する相談件数は国への報告指標の変更に合わせた令和6年10月からの集計になりますけれども18件ございました。

以上でございます。

## ○議長（田中通 議員）

中西大輔議員。

## ○中西大輔 議員

重層的支援体制の話が出てから、言ってしまうと地域包括支援センターとしてはその辺りの業務というか、ことも今までやっていたよりちょっと増えてくるようなイメージになってくるわけですね。

そうなってくると、当然そこの職員の方々の負担感というのも増えてくるのは実際の問題としてあるわけなんですけれども、この令和6年度の事業を進める中で、もう1点お聞きしたいんですけれども、この相談支援の連携というのが重層的支援体制のポイントにもあるんですけれども、コミュニティソーシャルワーカーについては広域連合としてはどのような考えだったのか、また配置はどうだったのか。広域連合として両市とコミュニティソーシャルワーカーの在り方について議論などされたかどうか、聞かせください。

○議長（田中通 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

コミュニティソーシャルワーカーについては、各市で配置していただいておりますのでございまして、こちらのほうにつきましてはこちらの考えというか、もちろん連携してというのは当然していくことではありますが、配置については両市で考えていただいているものでございます。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

中西大輔議員。

○中西大輔 議員

そこのところですね。やっぱりこの決算の中で両市ですることというふうに今答弁いただいたわけなんですけれども、実際は地域包括支援センターは、その名のとおり重層的支援で相談拠点となっていくのであれば、コミュニティソーシャルワーカーとの関係というのは広域連合としてもきっちりと把握していただくべきかというふうに今の答弁からも考えましたが、広域連合として、その点についてこの決算を受けて、令和8年度のほうにまた取り組まれる考え、議論というのはあるのかどうか。あったのかどうか聞かせください。

○議長（田中通 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

当然、今後連携という面では担当課と御相談をさせていただくことになると思います。包括支援センターのほうでの業務としても、どのようにすればいいのかということもあれば相談に乗っていく形になると思いますので、その辺りは協議をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

中西大輔議員。

○中西大輔 議員

ありがとうございます。そのところをしっかりと考えていただくことが広域連合としても両市としても、重層的支援体制の構築には重要かなと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、次の論点ですが、同じく決算書の18・19ページ、今度は歳出、款4 商工費、項1 商工費、目1 商工総務費、消費者行政推進費についてなんですけれども、この相談事業の成果については主要事業の成果のほうに記載されていまして、相談件数が全体で1,639件、内訳が電話が1,122件、面談が517件、文書はゼロ件ということが出ております。

ただ、この中で電話の部分が特になんですけれども、意外と電話ってつながりにくいときがあると思います。そうすると、つながりにくいとつながらんかったからもう自分のその要件については終わったからということで、そもそも相談自体を諦めてしまう方も一定数いらっしゃるのではないかと考えられるわけなんですけれども、そのような潜在的な可能性を踏まえた上で、この令和6年度の実績についてどのような見解を広域連合として持っているのか聞かせください。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

3点目でございますが、商工総務費、消費者行政推進費について、相談事業の成

果についての御質疑につきまして説明申し上げます。

消費者相談につきましては、鈴鹿亀山消費生活センターにおいて、電話は9時から12時と13時から17時、来所は10時から17時に受付をいたしております。

なお、土日曜日及び祝日・年末年始は受付をしておりません。

実績のほうは、先ほど議員のほうからおっしゃっていただきましたとおりでございますが、電話が1,122件、来所が517件、合計1,639件でございます。

時間外や電話回線の関係で受付ができなかった件数については、当方では把握をしておりませんが、そのような場合は消費者庁の消費者ホットライン188番を御活用いただくよう周知に努めているところでございます。

また、相談受付の方法についてでございますけれども、鈴鹿亀山消費生活センターにおきましては、相談体制の整備や情報セキュリティの懸念から、現在のところメール等での相談は受付をしておりません。

しかしながら、消費者庁において「消費生活相談デジタル・トランスレーションアクションプラン」が示されておまして、相談手法のマルチチャンネル化も検討されているところでございます。このような動向を注視いたしまして、当センターにおいても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○議長（田中通 議員）

中西大輔議員。

#### ○中西大輔 議員

ありがとうございました。

相談として表に見えてきてるものの背景には、当然相談に上がらない部分もあったりするわけで、そこにこそ多分これから消費生活センターも含めて取り組まなければいけない課題があると思うんですね。その点について、特に押し買いなどの予兆電話もたくさんあるわけなので、そういうところにもう少しアンテナを張っていただく。国の動向もあるということなので、その点しっかり広域連合として取り組まれるという答弁もありましたので期待します。

それでは、次の項目に移りまして、議案第12号 令和6年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定からお聞きします。

特別会計決算書46から49ページのところになりますが、歳出、款1総務費、項2

介護認定審査会費についてお聞きしますが、まず、令和6年度における介護認定の実績について、認定完了までの日数など何日だったのかということをお聞かせください。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

議案第12号 令和6年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、介護認定審査会費についての御質疑のうち、1点目、令和6年度における実績について御説明申し上げます。

令和6年度の介護認定申請件数は新規申請3,102件、更新申請6,375件、変更申請1,728件、合計1万1,205件でございました。認定申請を受け付けた後、主治医意見書の依頼及び入手、認定調査の実施、介護認定審査会を351回開催し、要介護度を決定しております。

認定調査につきましては、安定した認定調査の実施のため、令和5年度より指定市町村事務受託法人に認定調査事務委託を開始し、従来から委託しております居宅介護支援事業者と本広域連合調査員とともに認定調査を実施しております。

また、令和7年3月審査分における申請から介護度の決定までの期間の平均でございますけれども、新規申請では45.4、更新申請では48.1、変更申請では44.5日、全ての申請においては46.8日となっております。介護保険に定められている30日にまだ達していない状況でございます。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

中西大輔議員。

○中西大輔 議員

46.8日ですね、全体で。二つ目のところなんですけれども、その点について確認でお聞きしたいんですね。

この実績に対する課題点について、この決算を受けてどういうふうと考えていらっしゃるのかなということをお聞きしたいんですけれども。今回のこの介護認定に係

る日数がちょっとかかり過ぎじゃないかという御意見をお聞きしたりしたので調べました。いろいろとネットで。そうすると資料として提出させていただいたものが、NTTデータ経営研究所のレポートで、要介護認定業務におけるICT・AI活用の実証結果と今後の展望というものがあつたので、そこから引用させていただきました。

こちらのほうもちょっと自治体名までは頭の中に入れてなかったものであれなんですけれども、実際の現場の数値から出されてるものだけのことです。

また、下のほうには認定までの流れ、フローがあるわけなんですけれども、これを参考にお聞きしていくと、この状態の中で介護認定までが40.81、この時点でかなり差はあるなと思うんですけれども、今言っていた申請受付、認定審査、主治医意見書、そして1次、2次の判定、認定通知というところまで、全体でどのような日数がかかっているかということが記載されているわけですね。認定調査であれば11.7日かかっていたと、主治医意見書は18日と。1次判定、2次判定で17.1日というふうなところが出てるわけなんですけれども、今回、今46.8日というふうな中で、鈴鹿亀山地区広域連合の中で、このフローの中でどの部分で何日ぐらいかかっていたのかということは把握されているのかをお聞きしたいと思いますし、またそれを受けて改善点がどこにあるかということをお考えたのかという点、説明のほうお願いします。

#### ○議長（田中通 議員）

事務局長。

#### ○事務局長（福中正道 君）

2点目、実績に対する課題点の考えについて御説明申し上げます。

本広域連合においての認定フローの各プロセスにおける所要期間につきましては、認定申請から認定調査までが20.8日、認定申請から意見書入手までが18.7日、認定調査から1次判定までが16.0日、認定申請から認定までが46.8日となっております。令和6年度当初は調査内容確認、点検作業に時間がかかっていた状況も見られたため、厚生労働省介護認定適正化事業技術的助言事業に参加いたしまして、調査判断基準の考え方の整理を行い、指定市町村事務受託法人の調査員及びその他の調査員を対象とした研修会を開催し、認定調査全体のレベルの向上を目指し、調査票の確認、疑義照会等にかかる日数の短縮に努めてまいりました。

しかし、法定期間の30日にはまだ達していない状況でございますので、今後さらに事務の効率化に努め、地域の皆様方が安心して介護保険制度を利用できるよう、引き続きスピードアップと精度の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

中西大輔議員。

○中西大輔 議員

今、答弁の中にあつた事務の効率化というのは、どのようなところにあるというふうに考えてらっしゃるのか。その点、説明のほうをお願いします。

○議長（田中通 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

先ほど、答弁のほうにもありましたけども、調査員のレベルアップということをして調査票のチェックに今まで時間がかかっておつたところがありますので、そちらのほうの時間を少しでも短縮、効率化していくことが一番の期間短縮につながるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

中西大輔議員。

○中西大輔 議員

これ見てると、要はその日数かかるところが3段階あるわけですね。主治医意見書のところも資料見ていただくとかかつてるといふのが分かるわけですね。こういう部分については今、言及なかつたわけですね。認定審査、調査のところは今広域連合のほうで説明いただいたところだと思うんですけど、この辺りのところは検証はされてるんですか、検討されてるんですか。聞かせてください。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

各医師会とは情報共有をしたり研修等を行っておるところでございますけども、特に、今年度に入りましてからは、ある程度スピードが上がってきたというところで、主治医意見書のほうがそれほどスピードアップということができていない状況がありまして、そこがネックになりつつあるというところもありますので、今後に向けては各医師会さんのほうと調整をしながらスピードアップができるよう、また精度が上がるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

中西大輔議員。

○中西大輔 議員

今の資料というか、元のところを見ていただいているんだろうなという前提でお話をさせていただいているんですけども、今言われた主治医意見書のところで時間がかかるというところが期間短縮のためには重要だみたいなこともたしか書いてあると思うんですね。やっぱりその点をしっかり考えていただく必要があるのかなということと、今答弁の中に一言も、事務の効率化というお話はあったんですけども、どこにもデジタル化の推進であったりとか取組ということが出てこなかったというのは少し気になるかなと。基本的にこの資料はその方向性でまとめられているものですし、実際にほかの自治体でもありますので、その点について広域連合としてしっかり考えていただく必要があるのかなというふうに今の答弁で思いました。

以上で結構です。

○議長（田中通 議員）

これにて、中西大輔議員の質疑を終わります。

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

日本共産党の福沢美由紀でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議案第12号 令和6年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案についてお伺いをいたします。

まず、保険料についてでございます。

決算書の34ページ、保険料が書かれてございますが、例えば、令和5年度の保険料決算に対して今回の令和6年度の、それが多いいのは、6年度で保険料が値上げになりましたのでね。そのせいだろうなと思うんですけども、予算の48億何がしに対して決算が増えている。対予算で決算を見ますとね、国庫支出金は若干増えてますけども、鈴鹿市・亀山市の負担金は減額、支払基金交付金、若い方の保険料も減額、県支出金も減額で、高齢者の1号被保険者の保険料だけが負担が増えとるといふ図が見えるわけなんですけれども、特に介護給付費準備基金の繰入金は予算から2億何がしかの大きく削減して3,583万ということになっているという状況なんです。

この保険料が増えた要因というのが、もしあれば伺いたいと思います。

○議長（田中通 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

先ほど、議員おっしゃられましたように、令和6年度からは第9期の介護保険事業計画になっておりますので保険料も上がっております。それも要因の一つでございます。

また、そのほかの要因として、今、賦課徴収については2市にお願いしておるところでございますので担当者のほうに確認したんですけども、その担当者の感覚的な部分の感想でもあると思うんですけども、年金支給額の増加とか、あとは働く高齢者の増加により増えたのではないかということ意見を聞いております。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

はい。ありがとうございます。確認をさせていただきました。

次に、収納率について伺います。

データ集の3ページに全体の数字と、4ページ5ページで鈴鹿市亀山市それぞれの数字が出ております。両市の収納率にかなりの差があります。亀山市は収納率が高く、鈴鹿市は低い。特に、滞納繰越について差があるんですけども、なぜこれほどの差が出ているのか伺いたいと思います。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

それでは、福沢議員の滞納繰越分の収納率が構成市で差があることにつきまして御説明申し上げます。

滞納繰越分の令和6年度の収納率は、資料にございますとおり広域連合全体では14%、構成市別では鈴鹿市が12.8%、亀山市が20.4%でした。介護保険料は全ての方に納付いただくべきものであり、構成市間で差があることは課題であることから、3者で開催している担当者会議では収納率の向上に向けた取組について継続的に意見交換を行いながら、広域連合からは収納率の向上を要請しております。

現在、両市では市の滞納整理部門の協力を得ながら滞納繰越分の収納対策に取り組んでいるところでございます。鈴鹿市の令和6年度の収納率については令和5年度から全体的に上昇しており、特に、滞納繰越分については1.3%の増となっておりますので、この流れを継続できるように引き続き収納率の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

その要因を伺いたかったんですけども、これから話し合いますということは分

かったんですけども。滞納繰越だけじゃなくて全てがね、差があるんですよ。何かやっぱり、なぜこういう結果になったのかということで、今までに決定的な差があるとかね、こういうところというのであれば伺いたいんですけど、いかがですか。

○議長（田中通 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

先ほども申しあげましたとおり、鈴鹿市については令和6年度の収納率については上げていただいております。もともとの保険者数のちょっと違いもあって、担当者とも両市とも動いていただいておりますので頑張らせていただいておりますけれども、この辺りは鈴鹿市も上げていただいておりますので、このまま上げていただくようにということ、会議等でまたお願いしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

率ですのでね。数は関係ないと思うんですよ。収納率ですのでね。どこに原因があって、こうやって下がるのかということをやったり丁寧にやっていたかかないと、これは前よりかは上がったからいいんだというような今御答弁だったのですけれども、もうちょっと精査をしていただいておりますのでお仕事をいただかないといけなかなと。あの、無理やくたね、払えない人から取れと言うとるんじゃないんですよ。何か原因が分かっておられないような御答弁だったので、どこか精査していただきたいなと思います。

次の質疑に移りますが、滞納についてですね。保険料の滞納についてです。滞納によってペナルティが保険者にあるわけですけども、その内容と件数のこの決算年度の状況について伺いたいと思います。例年に比べての傾向なども併せて伺います。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

2点目の保険料滞納について、保険給付の制限につきまして御説明申し上げます。

介護保険は、被保険者が相互に保険料を負担し合うという社会保障制度の考えによって成り立っているため、保険料を滞納している方と滞納していない方の被保険者間の公平を図るため、保険料を滞納している方が介護サービスを利用する際は、保険給付の償還払い化や保険給付の減額といった保険給付の制限の措置を取ることになっております。

まず、保険給付の償還払い化は消滅時効が成立していない滞納保険料がある方が対象となりまして、償還払い化が決定されると介護保険のサービスを利用した際にかかる費用を一旦全額納付していただくこととなります。償還払い化は介護認定が決定されたときに保険料の滞納があると適用となることから、対象となる方から認定申請が提出された際には、保険給付の償還払い化の予告通知を送付し、保険料の納付を案内しております。

次に、保険給付の減額でございますが、こちらは未納のまま時効により消滅した保険料がある方が対象となります。

保険給付の減額が決定されると介護サービスを利用した際の自己負担が負担割合が1割と2割の方は3割に、3割負担の方は4割の負担となります。制限期間は納付しなければならない期間に占める時効消滅した未納期間の割合で算出するため、未納期間が長くなると制限期間も長くなります。

次に、保険給付制限の令和6年度における決定件数でございますけれども、保険給付の償還払い化が7件、保険給付の減額が22件ございました。

次に、保険給付の制限の令和5年度の決定件数の比較でございますけれども、令和5年度の決定件数は保険給付の償還払い化が6件、保険給付の減額は18件ございました。令和6年度はそれぞれ増加しておりますけれども大きな増加ではないため、例年並みの件数であると認識してございます。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

数としてそう多いとは言えないのかもしれませんが、一人一人の方にとってはかなり深刻なペナルティになってきますので、滞納してる間は自分元気やからええわと思っはるかも分かりませんが、ある日突然病気になって大変な3割払い続けなくちゃいけないとかね、施設入っても。大変なことになってくるので、この周知、こういうことになるということの周知が今の御説明聞いても若干分かりづらいんですけども、皆さんに最初の介護保険に入ってもらったときの周知はされてるんですか。

○議長（田中通 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

周知のほうは行っております。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

65歳になられた方の被保険者証を送る際に、案内文書、そちらのほうにもその内容を入れて通知のほうをしております。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

文書で見たら分かるやろうということではなく、また本当に人を介してでもね、ぜひとも丁寧な周知をしていただきたいと思います。

次に、保険給付費についてお伺いします。

保険給付費の内訳が掲載されている決算審査資料を拝見しますと、9ページになりますね。この6年度については、福祉用具購入費と地域密着型介護予防サービス給付費が特に増えているんですね。この要因についてを伺いたいと思います。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

保険給付費について御説明させていただきます。

令和6年度決算審査資料、9ページでございます。

令和6年度の保険給付費は第9期計画期間となり、介護報酬が改定されているため全体的に増加をしております。その中でも令和5年度と比べ、大きく増加したものといたしましては、まずは居宅介護福祉用具購入費と介護予防福祉用具購入費でございます。

この要因といたしましては、令和6年度の介護保険制度の改正により、福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与で利用することができるスロープ、歩行器、歩行補助杖が新たに購入の対象種目に加わり、利用者が福祉用具の貸与または購入のいずれかを選択できるようになりました。購入の対象種目が6種目から9種目に増えたことも関係し、令和5年度と比べ購入費の支給件数が224件増加したことによるものでございます。

○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

今ちょっと聞きそびれたんですけど、認知症対応のサービスが前年度よりも224件増加したと。前年度よりも増加した分が224件ですね。何が224件ですか。

ちょっと数のことをもう一回教えてください。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

居宅介護福祉用具購入費と介護予防福祉用具購入費の合計が224件増ということ  
でございます。

○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

じゃあ地域密着型介護予防サービスについては、何件とかそういう増えた数は分  
かりますか。

○議長（田中通 議員）

介護保険課給付グループリーダー。

○介護保険課給付グループリーダー（岡田千麻子 君）

地域密着型介護予防サービス給付費のうちの認知症対応型通所介護については、  
令和5年度は22件というところは、令和6年度は35件となって増加しております。

認知症対応型共同生活介護では、令和5年度は5件のところ、令和6年度は12件  
というふうなことになっておりまして、こちらも増加しております。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

認知症のほうはかなり増えている。そのサービスをお使いの方が増えていること  
がよく分かりました。用具が今までは月々安いお値段でリースができたものを買う  
という選択も増えたことによって、広域住民は便利になっていると認識していいの  
か。買わなくちゃいけないということではなく、全部全て選べるということによかつ  
たですか。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

議員おっしゃるとおり、選択できる幅が広がったというように御理解いただければいいかと思います。

以上です。

○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

同じものを2回買うことはできないと聞いているので、その購入するとききちんと、例えば担当のケアマネジャーさんがそこら辺もちゃんとサジェスチョンしていただけるという下で、もうこの事業は進められていると解釈してよろしいですか。

○議長（田中通 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

先ほど議員おっしゃられたとおりでございます。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

続きまして、地域支援事業についてお伺いしたいと思います。

監査委員さんの審査意見書にも書き込みがありましたけれども、今回、決算で地域支援事業が進まなかったことが指摘されております。特に進まなかったものは何なのか。特定入所者を聞くの忘れました。すみません。戻らせてください。

先ほどの保険給付費の内訳の中で、特定入所者介護サービス費が減ってますので、

その要因について伺いたいと思います。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

特定入所者介護サービス費について、御説明申し上げます。

令和5年度と比べ保険給付費が減少したものといたしましては、特定入所者介護サービス費がございませう。

こちらにつきましては、特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの入所やショートステイを利用する際の食費、居住費を軽減するものでございませう。こちらも介護保険制度の改正により、令和6年8月から居住費、滞在費について1日当たりの基準費用額及び利用者の負担限度額が増額となったこと、年金等の収入により決まる利用者負担段階が補足給付費の少ない第3段階の人数が増加したことにより、特定入所者介護サービス費としての補足給付費が減少したことが主な原因でございませう。

以上でございませう。

○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

この特定入所者介護サービス費をお使いになるための基準が変わって使いづらくなつたというか、はまってくる人が少なくなつたということなのかなと思ひますけども、これについては自然にというか、あなたは使えますよという周知はされるんでしうか。

○議長（田中通 議員）

介護保険課給付グループリーダー。

○介護保険課給付グループリーダー（岡田千麻子 君）

介護保険負担限度額の認定をお持ちの方については、認定期間が8月から7月末

というふうな期間が設けられておりますので、更新の手續の御案内のほうは個別に郵送でお送りさせていただいております。

また、このサービスを使うに当たってはケアマネジャーがついておりますので、必要な方については随時ケアマネジャーからお話しさせていただいて、負担限度額の申請を進めていただいたりとか、あと介護保険施設に入所される予定の方については施設さん側からもこの制度について御案内をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

担当のケアマネジャーさんか、施設に入るなら施設の方頼みということでしょうか。気づいて、本当にもし万が一そこが落ちたら使えるのに使えない人がいることも可能性としてあるということでしょうか。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

先ほどリーダーのほうから説明がありました申請をしていただくということですが、その申請につきましては、申請ができるようになったときにほぼほぼ多くの方々が初日とか、その辺のところで申請をされたり、人によってはちょっと事前に持ってこられたりというような状況ですので、漏れてしまうというようなところというのは、それほどないのではないかなというふうな認識でございます。

以上です。

○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

またこれ本当に今暮らしが大変なときですのでね、漏れのないようにしていただ

きたいなと思います。

次、続きます。地域支援事業についてお伺いします。

監査委員さんの審査意見書にもありましたように、地域支援事業が進まなかったことが指摘されております。特に進まなかったものは何なのか。そして、その要因についてお伺いしたいと思います。

#### ○議長（田中通 議員）

事務局長。

#### ○事務局長（福中正道 君）

4点目、地域支援事業について御説明申し上げます。

令和6年度の地域支援事業において、当初の計画と比べ事業が進んでいない主なものといたしましては、介護予防・日常生活支援総合事業のうち、まず介護予防・生活支援サービス事業において、緩和した基準による訪問型サービスAでは、制度設計の見直しが必要となり、事業の開始が遅れております。

住民主体のサービスの訪問型サービスB、通所型サービスBでは、事業を実施する地域づくり・地域まちづくり協議会を7協議会见込んでおりましたが、実施できたのは3協議会で、地域での支え合い事業からの移行が進まなかったことが挙げられます。

また、一般介護予防事業において地域リハビリテーション活動支援事業では、高齢者の集いの場であるサロン等への理学療法士や薬剤師等の講師派遣を年間306人と計画いたしましたところ、令和6年度は派遣回数68回、講師派遣人数82人であり、地域での利用が一部の団体にとどまっていると思われまます。

次に、包括的支援事業の認知症総合支援事業につきましては、鈴鹿市及び亀山市に事業を委託し実施しており、実施状況といたしましては、認知症初期集中支援推進事業では認知症初期集中支援チームを鈴鹿市及び亀山市に各1チーム設置し、看護職、介護職の専門職を配置し、認知症に関する相談や支援を行っており、令和6年度の相談件数は541件、訪問延べ件数は552回でございます。事業費といたしましては、令和6年度当初予算3,609万2,000円に対しまして、決算額は3,562万9,238円、執行率98.7%となっております。

認知症地域支援・ケア向上事業では、認知症地域支援推進員を10名配置し、地域での認知症カフェの開催やイベントや講演会などによる認知症に関する啓発等を

行っており、事業費といたしましては、令和6年度当初予算額3,350万4,000円に対しまして、決算額は3,150万4,890円、執行率94.0%となっております。

認知症サポーター活動、地域づくり推進事業では、チームオレンジコーディネーターを鈴鹿市及び亀山市に各1名ずつ配置いたしまして、チームオレンジメンバーの養成のための認知症サポーターのステップアップ研修やチームオレンジ活動への支援に携わっておりまして、令和6年度まででチームオレンジ登録者数は両市合計で205名となっております。

事業費といたしましては、令和6年度当初予算額が364万円に対しまして、決算額は326万400円、執行率は89.6%となっております。

任意事業の家族介護支援事業につきましては、鈴鹿市及び亀山市に事業を委託しておりまして、実施状況といたしましては、介護用品支給事業では令和6年度は延べ8,317人にオムツの支給を行いました。

鈴鹿市では認知症高齢者見守り事業として、令和6年度に新たに1事業者と協定締結をいたしまして、38事業者の協力を得て実施しております。また、亀山市では家族介護慰労金支給事業において、令和6年度中にも申請の相談はあるものの、支給条件を満たすことができず慰労金の支給には至りませんでした。介護者の集いにおいては年2回開催し、延べ39名の方が参加され、講演会や参加者同士の交流会を行い、介護者の精神的負担の軽減につながっていると考えております。

以上でございます。

#### ○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

#### ○福沢美由紀 議員

一応状況を全部伺いましたけど、進まなかった要因についてはちょっとお聞かせ願えなかったのかなと思うんですけど、もう時間がございませんので、またその要因についてもぜひ追求していただきたいのと、やっぱり認知症のことが先ほども決算でも増えているということがありましたので、ここについては使っていただけるような広域連合としての姿勢も問われるのかなと思いますし、家族介護支援事業中の慰労金、もうこれは鈴鹿もやめていて亀山だけが残っていて実績がないということでございますので、10万円ね、介護度が重いのに介護を使わなかったら10万あげるといふ事業ですけども、これは使っていただいて丁寧に介護をしていただくほ

うがいいのではないかという、そういう議論はされてるんでしょうか。亀山市だけで広域連合としては把握しておられないんですか。

○議長（田中通 議員）

介護保険課給付グループリーダー。

○介護保険課給付グループリーダー（岡田千麻子 君）

家族介護慰労金支給事業につきましては、毎年度事業計画を立てるときにそれぞれ状況を聞かせていただいて、市としての考えを聞かせていただいております。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

漫然と事業化されるのではなく、各市にきちっと聞いていただいていることを確認しましたので、私もまた亀山市の中で聞いていきたいと思えます。

これで終わらせていただきます。ぜひ進まなかった要因を、また追求して教えていただきたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（田中通 議員）

これにて、福沢美由紀議員の質疑を終わります。

ここで休憩をいたします。再開は13時といたします。

午後12時03分 休憩

午後01時00分 再開

○議長（田中通 議員）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程により議事を継続します。

ほかに質疑のある方は、挙手をお願いします。

石田秀三議員。

## ○石田秀三 議員

石田秀三です。皆さんが質疑をされた後ですけども、一つだけ質疑をさせていただきます。

質疑をするのは、議案第12号の6年度決算の中の40ページにあります歳入の中の介護給付費準備基金繰入金、56ページにある歳出で介護給付費準備基金費というので、歳出にも出ております。そして、64ページで財産に関する調書として、介護給付費準備基金の決算年度末現在高というのが出ております。

それから、関連して議案第14号の7年度補正予算でも歳入で補正予算書28ページで準備基金繰入金、歳出で30ページに基金積立金が出ております。

これらの一連の流れとしてお聞きしますのでよろしくお願ひします。

今の第9期介護保険事業計画では、第9期介護保険料の基準額の算出に当たり、準備基金を7億円取り崩すということを入れて計算をしてあります。

そして、その7億円を入れた計算をして保険料基準月額を6,255円と決定をして、この3年間で保険料が決まったわけでありまして。

この決算年度の令和6年度は、その1年目として2億円余を繰入れに計上しておりましたが、決算収入額は3,583万円余でありました。

歳出では、基金積立てに3,506万円を支出するということでありましてから、収入支出差引き実質ゼロで基金額は変わらず翌年度に繰り越しております。

そして、令和7年度の補正予算では、歳入で介護給付費準備基金収入を1億7,554万円、歳出では積立金として2億2,534万円を計上して、これも差引き4,980万円基金残高が年度末では増えることとなります。

第9期計画で7億円の基金からの投入で保険料の引上げを抑えることにしたと思うんですが、この1年目も2年目も基金の投入はなしで、さらに基金残高が増えているということは、これは納得ができません。3年の中で行われるこの財政運用の中で7億円の基金というのは非常に大きなものであり、それが保険料の今の金額を計算する根拠になっているのですから、今からでもこの保険料の引下げをするのかどうかとか、そういう検討をする必要があるかと思いますが、今後どうしていくのか伺います。

## ○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

それでは、石田議員の御質疑、基金の残高と保険料につきまして御説明申し上げます。

令和6年度は計画期間の1年目であることもあり、給付費に対して介護保険料の収入が多くなっております。これは介護保険料の基準額を計画期間の3年間の所要額を基に算出しているためでございます。

保険料は一定でございますが、介護保険の給付費は第9期計画期間においても毎年増加する見込みでございます。計画1年目に発生した給付費を上回る保険料は基金として積み立て、今後の保険料の不足等に対応する際に充当することになります。

なお、保険料計画期間中に見直すことはございません。

また、今後の保険料につきましては、第10期介護保険事業計画を策定する際に、中長期的な見通しも踏まえながら、将来にわたって安定的に運営できるよう総合的に検討してまいります。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

石田秀三議員。

○石田秀三 議員

毎年の決算資料を見ておりますと、この9期計画の前の8期の3年間も基金は20億円から22億円となっております。もっと遡りますと、平成26年度に2億5,000万の基金額であったのが、6期、7期と増え続けて現在に至っております。もっと以前には私も記憶があるんですが、基金を投入して保険料を引き下げるということをしたこともあると記憶しております。

この9期も2年目ですから、もう半分過ぎております。この補正予算では基金積立てを増やしております。9期末も同じようになる可能性が大ではないかと思いますが、この令和7年度の今の時点で間に合わなければ、来年度の8年度ではどうするのかと。8年度予算を考える上で、この7億円を元にした計画がどうであったかということ振り返って軌道修正ができるのではないかと思います。どういうふうにするかということについて伺います。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

保険料の算定につきましては、先ほど答弁申し上げたとおりでございますけども、保険料を計画期間中に見直すことはございません。

ただ、議員もおっしゃいましたとおり、第10期に向けましては、この9期における事業の内容等について十分に検証した上で事業計画を立ててまいりたいと考えております。御了解ください。

以上です。

○議長（田中通 議員）

石田秀三議員。

○石田秀三 議員

3年ごとに計画を立てて、その中で全体の予算や事業をやっていくというこの介護保険事業の3年ごとの計画というのがやっぱり一番基本になっておるはずですけども、どの3年も最近はその中で財政で見ますと赤字どころか基金が増えてきておるといようなことになっておりますから、それはやはりきちんと見直す。見直すというのも、今途中で見直すのはできないからということをおっしゃいますけども、今の9期が7億円の投入をして保険料を決めたということがそもそもどうだったのかということきちっと検討をして次のことを考えるということが必要じゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

議員おっしゃるとおりだと思いますので、しっかりと検証、検討した上で計画をつくってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

石田秀三議員。

○石田秀三 議員

10期の話をしてるんじゃないですよ。9期の3年目、この3年間で財政計画がスタートしたときに、なるべく保険料は上げない、あるいは安くするというようなことで7億円を考えられたということでもありますからね。これをどういうふうにするかというのは、やっぱりその7億円の繰入れがされて、なおこういうことになってくるといことは、保険料の決め方のどこかで計算間違いか、あるいは予期せぬことが起こったのか。どういうことでこうなったのかということをちゃんと検討していただかないと、10期目までこのままでいきますわというだけでは済まされないと思いますね。そういうことを、ぜひ8年度の予算に向けて考えていただきたいと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（田中通 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

計画を立てる際には、介護給付費等使われると予想される全ての方がきちんと介護保険を使っていただく、介護サービスを使っていただくという計画で計画を立てております。ですから、お金がないから介護サービスが使えないということはあってはならないことですので、そういうことがないように目いっぱい計画については見込んでおりますので、それで結局残った分について今の状況になっているのは、もうこれ計画を立てる際にはどうしても仕方がない部分であると思います。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

石田秀三議員。

○石田秀三 議員

仕方がないというよりも、7億円を崩してもまだあとね、15億円ぐらいね、まだ基金があるわけですから、そんなに心配する必要もないと思いますよね。

ですから、そういったときのために基金があるというんだったら必要に応じてこれを使っていくというのはね、大事なことだと思いますし。

それから、非常に物価高騰とかそういう中で皆さん大変な状態になっていて、保険料も高いな高いなとよく聞かれたりするわけですからね。これやっぱり8年度の予算を考えると、どういう事業をしていくのか、あるいはどういうことができるのかということを、ぜひお考えいただきたいと思いますが、質疑ですのでこれで終わります。

**○議長（田中通 議員）**

これにて、石田秀三議員の質疑を終わります。

ほかに質疑のある方は挙手をお願いします。

質疑なしと認めます。

それでは、これより討論に入ります。討論はございませんか。

討論はございませんので、これにて討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

まず、議案第11号 令和6年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

**○議長（田中通 議員）**

挙手全員でございます。

したがいまして、議案第11号 令和6年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

次に、議案第12号 令和6年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

**○議長（田中通 議員）**

挙手全員でございます。

したがいまして、議案第12号 令和6年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

次に、議案第13号 令和7年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

#### ○議長（田中通 議員）

挙手全員でございます。

したがいまして、議案第13号 令和7年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 令和7年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

#### ○議長（田中通 議員）

挙手全員でございます。

したがいまして、議案第14号 令和7年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、一般質問を行います。

一般質問の通告者は5名でございます。

通告以外の事項を追加しないように、また一問一答方式で、質問時間は答弁を含め30分以内ですので、厳守していただきますようお願いいたします。

なお、再質問の場合は、要点のみ簡潔に述べられるよう、特にお願いをいたします。

それでは質問を許します。

櫻井清蔵議員。

## ○櫻井清蔵 議員

櫻井清蔵でございます。一般質問させてもらいたいんですけども、通告さしてもうたんは介護保険の今後についてということでございます。

この件につきましては、連合長の所見を知りたいんですけども、実は3月の定例会でまた質問させてもらおう思うんですけども、ちょっと体調崩しましたので欠席させてもらいました。

その3月定例会において、中西議員の答弁において、連合長として両市で協議を行うということだったんですけども、その両市の協議の内容について、どのようにされたのか。というのがですね、鈴鹿市さんのほうでいろんな特別委員会もつくられて一つの結論出されたみたいですけども、それから令和6年2月定例会の3日目の、3月5日ですか。田中淳一議員がいろんなことを広域連合について質問されました。広域連合については福祉部長が大体答弁されとったんですけども、今後についてどうやということ質問したときに、政策経営部長の奥西君が答弁されてます。

その中で、亀山市と協議、協調していきたいと考えておりますという鈴鹿市の政策経営部長が答弁を本会議でやっております。聞きますところによると、亀山市のほうに政策担当者がその協議においでになったということをお聞き及んでますけども、この定例会の答弁に伴って、鈴鹿市長として何らかの指示を出されたと思うんですけども、これは連合議会ですのでなかなか答弁しにくいかわかりませんが、今ここに亀山市長もお見えになりますので、副会長として、協議内容についてどんな協議をされたのかということをお聞かせ願えたらありがたいですけどね。いかがですか。

## ○議長（田中通 議員）

広域連合長。

## ○広域連合長（末松則子 君）

それでは、櫻井清蔵議員の介護保険の今後について、3月定例会におけます中西議員よりの答弁において、連合長として両市で協議を行うという協議の内容についてに関連する御質問につきまして答弁申し上げます。

3月定例会におきまして、中西議員から鈴鹿亀山広域連合の今後についての御質問の中で、鈴鹿市議会の広域連合検証特別委員会の動きを受けて連合長としての考

えはという御質問がございました。

鈴鹿市議会の特別委員会で議論がなされ、本広域連合の在り方に係る提言もなされたところをごさいますて、本広域連合の今後につきましては、その際にも答弁申し上げましたが、構成市であります両市及び両市議会における協議の経過を踏まえ、その意向に沿って対応していくものと考えておりますと答弁を申し上げます。

その後の両市の協議の内容につきましては、広域連合議会でございますので連合長として答弁する立場ではないと考えておりますが、企画担当課長会議の中で介護保険事業についての協議と申しますか、話をさせていただいてるという報告は伺っております。

以上でございます。

#### ○議長（田中通 議員）

櫻井清蔵議員。

#### ○櫻井清蔵 議員

分かりました。基本的に、鈴鹿市さんがその形で協議されとると。亀山市はまだ協議すらもされておらん状況です、今。基本的に、次の段に書いたんですけども、広域連合の有意義な事業についてという形で質問をさせてもろうと申すんですけども、この広域連合議会は、私、旧関町の議員でしたもんで、平成11年ですね。6月でしたかな。そして平成12年の4月にこの広域連合議会が発足したと思うんですよ。

その中で、鈴鹿市、旧亀山市、旧関町が鈴鹿川流域で相互の協力の下、流城市町の住民の、そのための連合議会だというふうに認識しております。最初は昭和48年ぐらいのことで合併を基にどうのこうのと書いてありますけども、そのときには私もこれ40年前だから議員やっとなんですけども、合併目的にこの広域連合議会をつくったというふうには理解しておりません。というのは、鈴鹿市がそのときの介護保険料の算定の基準として、均等割、平等割、人口割、高齢化率割というような形ですが、その比率を決められました。確かにそのときの鈴鹿市は高齢化率まだ15%、亀山市は20%、旧関町が25%と、こういうような状況ですが、大変高齢化率で旧関町の負担率がかなり高かったんですけども。平成17年1月11日に旧亀山市と旧関町が合併しました。その後、20年がたった結果、今日の亀山市の高齢化率26%です。鈴鹿市の高齢化率は25.2%です。なので、単純に計算しましても鈴鹿市の25.2%、人口比率から言うと大体2025年4月段階で19万3,761人。そのほか大体4万8,000人

強の方が65歳以上の方で、亀山市においては4万9,117人、1万2,000人という形ですが、そのように比率あると思うんですけども、高齢化率についてはほとんど差異がなくなっていたという中でですな、やっぱりこの意義ある広域連合は私は継続してくれというふうに考えを持ってますけども、連合長としての見解を御説明いただいたらありがたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（田中通 議員）

広域連合長。

○広域連合長（末松則子 君）

それでは、広域連合について鈴鹿川流域各自治体に相互の協力の下、当地域の市民には意義のあるものと認識をしているという質問に関する御質問に答弁を申し上げます。

鈴鹿川流域の鈴鹿亀山地区の広域行政につきましては、先ほど御説明いただきましたとおり、昭和47年の鈴鹿亀山地区広域市町村協議会設立以来、鈴鹿市、亀山市、関町の2市1町の協力により取り組んでおりました。

広域行政の一層の推進を図るため、その後2市1町が協議をし、それぞれの議会の議決を経て三重県知事の許可を受け、平成11年6月1日に鈴鹿亀山地区広域連合の設立をいたしました。

また、同日付で鈴鹿亀山地区広域市町村協議会は広域連合に事務承継をされております。

広域連合設立当初は、新たな制度として開始をされました介護保険事業を効率的かつ効果的に推進することを主な目的としておりました。その後、平成17年には亀山市と関町が合併したことによりまして、構成団体が2市となり、2市の意向により消費者行政を加え、現在に至っております。

本広域連合は、両市及び両市議会の意向に沿って設立をされた特別地方公共団体でありますことから、広域連合長といたしましても有意義な取組であると考えておりますし、今後のことにつきましては、まだどういうふうなことがあるかというような具体的なところはまだございませんので、そのことにつきましての見解を申し上げますものではないと思っておりますので、どうぞ御理解いただきたいと思います。

○議長（田中通 議員）

櫻井清蔵議員。

○櫻井清蔵 議員

分かりました。確かにおっしゃるとおり、連合長としての見解はなかなか述べにくいと思いますけども、ちなみにやっぱりこの介護保険事業だけやないわけですよ。当初は広域行政圏の総合計画を組んでたわけですよ。それが外れてですな、それで今消費者センターの設立になってきたと。確かにその鈴鹿市と亀山市のやり方が違うか分かりませんが、いろいろやっぱりあります。やっぱり介護保険事業に携わっていただいた連合の事務局の福中さん以下、大変御苦勞をかけておると思うんですよ。確かに私が最初に関町議員、ここへ出席させていただいたときに、介護保険料は二千五、六百円だったと思うんです。今はもう6,224円ですか、そんな形になっていったわけですよ。だからやっぱり連合会を形成することによって、鈴鹿市の施設及び亀山市の施設等、やっぱり鈴鹿川流域の住民がやっぱり選択肢ができる。それをやっぱり組織を私は継続すべきだと思ってます。

ぜひとも連合長、副連合長ですがいろいろ協議していただいて、今の結論が出ると思うんですけども、やっぱり25年間培ってきたこの組織を、やはりそれぞれ市町の考え方ありますから私がとやかく言う必要ないんですけど、連合議会の選出議員として、この連合議会はこの鈴鹿川流域の市民の安心で安全な生活、介護事業が、制度が継続できるようにですな、御努力いただきたいというふうに考えてますけども、改めてそのことについてお伺いできたらありがたいですけども、いかがでしょうか。

○議長（田中通 議員）

広域連合長。

○広域連合長（末松則子 君）

鈴鹿亀山地区広域連合につきましては、平成12年から介護保険事業の実施に先立ちまして平成11年6月に住民の皆様が安心して介護サービスを利用いただけるようスケールメリットを生かし、介護保険財政の安定や事務の効率化に向けて介護保険を広域的に運営することを目的に設置をされました。

近年では、高齢者人口が急速に増加をする中で、介護が必要となってもできる限り住み慣れた地域で安心をして生活ができるよう、介護や介護予防、医療はもとよ

り、住まい、生活支援、そして社会参加までもが包括的に確保される地域包括ケアシステムを深化させることが求められております。

厚生労働省が作成をいたしました令和4年11月の社会保障審議会介護保険部会の資料でも、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進について、高齢化率、高齢者人口等の変化についての地域差が大きくなっていく中、各自治体の実情、特色を出しながら実施していくことが必要とされております。

広域連合といたしましては、こうした介護保険事業の変化にも対応していくため、構成市と連携をさせていただきながら介護保険事業の取組を進めてまいりたいと考えております。

25年経過したというところでございますが、現在そういった協議というふうなことを各市から言われておりますけれども、現在といたしましては、こうした変化に対応していくためにも、先ほど申し上げましたとおり、構成市と連携をしながら介護保険事業に取り組んでまいりたいと考えておりますのでよろしく願います。

○議長（田中通 議員）

櫻井清蔵議員。

○櫻井清蔵 議員

ありがとうございます。心強い御答弁をいただきまして本当に感謝しております。

私はもうね、そろそろ77になります。いつ介護にね、やっかいになるのか分かりませんが。やっぱりあくまでも長年続いた広域連合のこの介護保険制度、特別委員会、20億の基金があるということですけども、これは継続していくことを、期待をしてすな、亀山市長もおみえになりますし、両市周知を十分協議していただいて、継続できるようによろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（田中通 議員）

これにて、櫻井清蔵議員の一般質問を終わります。

○議長（田中通 議員）

それでは、引き続き一般質問を行います。

森美和子議員。

## ○森美和子 議員

森美和子です。一般質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今回、介護保険の認定調査についてお伺いをしたいと思います。

介護保険サービスを利用するに当たっては、介護認定を受けてないとサービスを受けることはできません。

しかしながら、全国的にも認定調査員の不足などによって認定調査が遅れており、あと広域連合も国の基準である30日を超えている状況が続いております。これは先ほどの午前中の質疑の中でも、広域連合は46.8日ということでお示しをいただいております。

また、監査委員の意見書にも御指摘がされております。

また、さらにこの議会の中で何度か各議員から取り上げられ指摘もされております。

現在は、認定調査センターに委託をしていると認識をしております。すみません。私、通告には認定支援センターと書きましたけど、認定調査センターの間違いでございます。

この質問をすることになった経緯としては、現場のケアマネさんの悲鳴とも取れる声をお聞きしたので、確認の意味も込めて質問をさせていただきたいと思っております。

まず、委託先の認定調査センターについて改めてお伺いをしたいと思います。このセンターは設立はいつなのか、職員体制について。

それから、職員の就労実績、経験年数について、まずお伺いをしたいと思います。

## ○議長（田中通 議員）

事務局長。

## ○事務局長（福中正道 君）

それでは、森議員の介護保険認定調査についての御質問のうち、1点目、委託先の認定調査センターについて答弁申し上げます。

鈴鹿亀山介護認定調査センターは、三重県から令和5年4月1日付で介護保険認定調査事務について指定市町村事務受託法人の指定を受けて設立されております。

職員体制は令和7年10月1日現在、管理者1名、調査員17名、事務員7名、合計25名で業務を行っております。

調査員としての経験は、設立当初からの在籍調査員は3名、在籍2年以上が1名、在籍1から2年が9名、在籍1年未満が4名、合計17名であり、17名中3名が入職以前に他自治体や他事業所で調査経験のある方です。

以上となります。

**○議長（田中通 議員）**

森美和子議員。

**○森美和子 議員**

比較的新しいセンターだなということが分かりました。

なぜこの質問をしたかと言いますと、新人さんが、結構いらっしゃるということは今分かりましたけど、ケアマネさんが新人さんの付添いを依頼されたということをお聞きしましたので、ちょっとそれは違うんじゃないかなと思ってこの質問をしたんですけど、そういったことが実際行われているのかどうか、把握されているのかお伺いしたいと思います。

**○議長（田中通 議員）**

事務局長。

**○事務局長（福中正道 君）**

再度の御質問に答弁申し上げます。

御質問の担当ケアマネジャーの調査への同席につきましては、認定調査は基本は聞き取り調査が中心となります。調査対象者本人や御家族様等から介護の状況や日頃の困り事等についてお聞きすることになります。御自分の状況を話すことに抵抗がある方や家族様には自身のお仕事等で日中の介護の状況が分からない方もお見えになります。

そうしたことから正確な情報提供がないと正確な調査を実施することができないため、日頃の状況等を把握している担当ケアマネジャーの方にできるだけ同席をお願いしている。そのような状況でございます。

以上でございます。

## ○議長（田中通 議員）

森美和子議員。

## ○森美和子 議員

正確なその人の情報を得るために同席をしていただいとるという。多分、広域さんから言えばそういう認識でおられるかもしれませんが、担当のケアマネさんについてはそんな認識でおられないというような状況が、こういった問合せにつながったんじゃないかと思しますので、そこら辺はしっかりと連携を取っていただきたいと思います。

次に、更新申請についてお伺いをしたいと思います。

申請に時間がかかるとサービスが遅れるということをしきりにケアマネさんは心配をされておりました。特に、要支援から要介護に進むか進まないかという、どっちかというグレー的なときに、特に心配をされてて、時間が結構かかることによって認定が下りたらサービスをすぐ受けさせてあげたいという思いの中で、2種類の申請書類を用意して、どっちかで申請が下りたらすぐ出せれるような、そんな工夫をされてるというふうにお聞きをしております。

申請した書類が広域から届くのに、その間に土日を含むとまた遅れると。それから利用者さんにとって届いた書類をすぐ確認してケアマネさんに伝えていただければいいんですけど、それがちょっと横に置いておくとそこでまた時間がかかって。結局、いろんな形で広域だけの問題じゃないかもしれませんが、時間がかかって、認定に時間がかかって、さらに時間がかかっているということをお聞きをしております。

ケアマネさんからしたら、もう大体自分の経験から多分要介護2出るやろなというところでサービスを進めるということもできませんので、これもしそれが違ったら実費負担になりますので、そういうこともできませんので非常にお困りになっているという声を聞かせていただきました。

今、認定調査が広域から出ると、直接利用者さんにその通知が行く。利用者さんからケアマネさんに届くという、そのルートになってるんですけど、広域で出た認定が直接利用者さんとケアマネさんに届くということが今できてないんだと思うんですけど、何かデータで届くとかそういった仕組みができないのかどうか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

2点目、更新申請についての御質問に答弁申し上げます。

まず、認定結果の通知はどのように行っているのか。また担当ケアマネジャーはどのように結果を把握するのかについてでございますが、要介護度は認定審査会において審査判定をいたします。その結果につきましては、認定審査会の翌日に対象者の住民登録された住所地か、改めて届出をされた住所地に郵送しております。

担当ケアマネジャーには、基本的に対象者に送られた結果通知を確認していただくことになります。

ただし、認定結果が法定の期間内に出すことができていないため、サービスの準備のために急いでいる場合は、認定審査会の翌日から居宅介護支援事業所の届出をされている事業所であれば、所属するケアマネジャーさんには要介護認定等に係る情報提供に関する要綱に基づきまして、その結果を閲覧していただくことができるようになっております。

次に、担当ケアマネジャーの負担軽減のために、直接結果を渡すことができないのかについてでございますが、現状は、先ほど申し上げました方法でケアマネジャーの方に結果を確認いただいておりますが、今後、介護DXの流れなどに合わせまして国が導入する介護情報基盤の中で御確認いただけるようになるかと聞いておりますので、国等の動きを見ながら対応を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

森美和子議員。

○森美和子 議員

午前中の中西議員の質疑の中でもデジタル化というふうに言われてましたので、ぜひやっぱそういうところにどんどん時間が遅れていくというね。そうすると何が起こるかと言ったら、利用者さんが困るということになりますので、ぜひそこら辺の工夫は国の動向も見ながらお願いをしたいと思います。

最後に、クレーム対応についてお伺いをしたいと思います。認定調査の遅れもそうなんですけど、やっぱり現場を預かっているケアマネさんだけでなくヘルパーさんもそうですけど、利用者さん、また御家族からのクレームも結構聞いておられるというふうに聞いております。

厚生労働省が2024年にケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会を設置しております。その中でも、やはりその業務の特性からグレーゾーン業務が存在すると言われて、言わば無償で無賃で働いている部分があるということではありますが、ここでお聞きしたいんですが、このクレームについて、広域ではどのような対策を取っているのか。また、相談体制などあればお聞きしたいと思います。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

3点目、クレーム対応についての御質問に答弁申し上げます。

全ての申請から結果が出るまでの期間の平均は令和7年9月現在で39.4日となっており、以前に比べて期間は短くなったものの、介護保険法に定められている30日はまだ届いていない状況でございます。まだ30日に到達していない状況で、担当ケアマネジャーに御負担をおかけしている現状もでございますことから、まだ遅いとの苦情も出ているものと思われるため、一日でも早く法定の30日に近づけることができるように調査票の確認、疑義照会等につきまして効率的に行い、介護認定の判定が出るまでの事務を少しでも早めることができるよう努めていくとともに、そのような苦情をいただいた場合には丁寧に御説明させていただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

森美和子議員。

○森美和子 議員

やっぱり、今介護のなり手不足とか介護離職とか金銭的な問題もあろうかと思いますが、いろんなそうやって問題が起こっておりますので、やっぱりデジタル化による効率化も含めて、長く続けていただけるための相談体制もしっかりと取って

いただくようお願いをして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田中通 議員）

これにて、森美和子議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。

再開は13時55分をお願いします。

午後01時47分 休憩

午後01時57分 再開

○議長（田中通 議員）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程により、議事を継続します。

藤井栄治議員。

○藤井栄治 議員

議席番号3番、藤井栄治です。よろしくお願ひいたします。

事前通告に基づき、介護の基本報酬が厚労省の基準より低い設定になっていることについて、確認したいことを中心に3点ほどお聞きします。

次の中西議員とも質問が重複する項目もありますが、事前に調整をして質問に臨んでおります。

介護の基本報酬改定作業は令和5年度に行われ、令和6年度から令和8年度まで3年間同じ報酬で実施されています。

現在の基本報酬が始まった1年前から最低賃金は大きく上昇しています。最低賃金の改定は毎年10月に行われますが、令和5年度の三重県の最低賃金は時間当たり973円であり、令和6年度は1,023円、本年10月には1,087円となりました。

令和6年4月は令和5年度の最低賃金でスタートしておりますので、この令和7年10月と比較すると時給で114円上がっています。12%上がっていることになりません。

このように、人件費だけではなく、電気、ガスなどの光熱費等をはじめ、食材、資材費など全てが上昇しており、次年度以降もこのすう勢は変わらないと思われま

す。

物価や人件費の上昇は、令和6年の改定時には分かっていたことと私は思います。

そこで、まず初めに、1、厚労省の基準単位よりも本圏域がマイナス56単位となった経緯についてお聞きします。

令和6年度の介護基本報酬改定において、通所介護事業所の運営支援の支援金として、要支援者の基本報酬の厚生労働省の国の基準額は、事業対象者1、要支援1の場合、436単位としています。

しかし、本圏域では380単位と据え置いており、国基準より56単位低く設定されております。国の基準が示されている場合は、私の個人的な意見ですが、市町はそれに準ずることが一般的だと思われませんが、令和6年度の改定で国基準に合わせず、低く据え置いた理由をお聞かせください。

また、1単位あたりは56単位と言いましたが、1単位あたりは大体10円、約10円、56単位だと600円弱になろうかと思うんですが、国基準の436単位に合わせた場合、どの程度予算増額が発生したと予測されるのか、その金額を合わせて教えてください。

#### ○議長（田中通 議員）

事務局長。

#### ○事務局長（福中正道 君）

それでは、藤井議員の介護の基本報酬が厚労省基準より低い設定になっていることについての1点目、厚労省の基準単位よりも圏域がマイナス56単位となった経緯についての御質問に答弁申し上げます。

まず、国基準に準拠せず据え置いた理由についてでございますが、議員御質問の基本報酬とは、地域支援事業の一つである介護予防・日常生活支援総合事業の中の介護予防・生活支援サービス事業のうち、通所型サービス、旧介護予防通所介護相当の基本報酬でございます。国基準に準拠せず、据え置いた理由につきましては、第9期介護保険事業計画策定において、令和6年度から令和8年度までの介護給付費の見込み額と地域支援事業費の見込み額を合わせ、介護保険事業費総額を算出し、それに基づいて第1号被保険者の保険料を算出しております。

今回の国が定める基準の改定については、第9期計画の策定時には国からの情報提供もなく、介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業

の報酬は、介護保険給付費の報酬とは違い市町村で設定することができるため、介護予防・生活支援サービス事業の基本報酬を据え置いたことで、結果的に国の基準と本広域連合の単価で1回当たりにマイナス56円（後に「56単位」と訂正あり）の差が生まれたものでございます。

それから、次に、国基準に準じた場合、どの程度予算増額が発生したのかでございしますが、令和6年度の改定で国が示した通所型サービス旧介護予防通所介護相当の単価は、事業対象者要支援1が1回当たり436単位、ひと月当たり1,798単位、要支援2が1回当たり477単位（後に「447単位」と訂正あり）、ひと月当たり3,621単位となります。この単価を用いて事業費を算出いたしますと、4億2,350万円となり、令和7年度当初予算が3億7,900万円でございますので、4,450万円の増額となります。

また、通所型サービス、介護予防通所介護相当の単価を変更した場合、それに伴い緩和した基準による通所型サービスAの単価も変更となるため、事業費は1,646万4,000円となり、令和7年度当初予算は1,473万6,000円でございますので、172万8,000円の増額となります。

これら二つのサービスを合わせると、事業費は4億3,996万4,000円となり、4,622万8,000円の増額となります。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

すみません。先ほど、単位数のところでは要支援2が1回当たり477単位と言いましたけども、447単位が正解でございます。訂正いたします。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

すみません。私が訂正させていただきます。

要支援2が1回当たり477単位と申しあげましたけども、正確には447単位でございます。申し訳ございません。訂正させていただきます。

○議長（田中通 議員）

藤井栄治議員。

○藤井栄治 議員

すみません。もう一つ、事務局長がおっしゃった56単位と言うべきところを56円と言われたような気がするんですが、それはどうですかね。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

一つ目のですね。申し訳ございません。56円と申しあげましたが、56単位の間違いでございます。申し訳ございませんでした。

○議長（田中通 議員）

藤井栄治議員。

○藤井栄治 議員

1年で約4,600万円、3年間ですと1億4,000万円ほどになることが分かりました。次の質問に移ります。

それでは、二つ目ですが、近隣市との報酬単位差について伺います。

本圏域に隣接する四日市市も津市も国基準の436単位に合わせています。それぞれの市町において独自に国基準額に関わらず設定することは理解をいたしますが、この令和6年度の改定では、先ほど申しました本圏域の近隣市は国基準を適用しています。

このため、事業所への基本報酬に差が出ております。

まず、圏域として、改定作業時の令和5年度中に近隣市との報酬単位差が発生することを承知していたのか。また、両市に合わせることをなぜ考慮しなかったのか、その理由を教えてください。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

近隣市との報酬単位差についての御質問に答弁申し上げます。

まず、近隣市は国基準額を適用しているが、事業所への報酬額に差が発生することは考慮していなかったのかについてでございますが、介護予防・生活支援サービス事業の報酬の設定に当たっては、国が示した基準を基に様々な状況も踏まえ検討し、設定しているものでございます。

近隣市が国の示した基準どおりに設定した場合、報酬に差が生じることも考えましたけれども、国からの通知が遅かったこともあり基本報酬を据え置くことを決定したところでございます。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

藤井栄治議員。

○藤井栄治 議員

それを受けまして、3番目の最後の質問に移るわけなんですけど、圏域の事業所は収益の全てがこの介護報酬になるわけですね。当然、報酬が下がるとサービスの一部を見直すか、収益を圧迫してでも今までのサービスを提供するか。圏域が接している四日市市や津市の事業所との経営の体力差が拡大していくわけです。

一方、事業所の場合は介護報酬の高い四日市市民、津市民の利用者を増やしたほうが有利という、全くもっていびつな構造になってしまうんです。

本圏域の事業体の事業所のサービスが低減した場合は、利用者はよりサービスが充実する近隣市の事業所に移る選択肢も検討することになりますし、従前のサービスを提供する事業所は利益部分を削り、サービスに充当することから、経営継続が困難になることに直面をしております。

実は、私もここ一番心配しております、私の母も今92歳でデイケアサービスを週3日通っておりますので大変ありがたい事業だと思っております。

冒頭お話ししたように、物価や最低賃金上昇の影響から事業体の経営は苦しくな

っています。圏域の事業所の経営が立ち行かなくなり、ひいては圏域住民の利便性低下につながることを大変考慮しております。

今回、そのことを考慮されていなかったのか。また、今回の報酬単位据え置き措置について、このように大きな影響を及ぼしている現状を踏まえ、どのような対策を講じるお考えなのか。場合によってはコンプライトという単価を9年度までに見直す、保険料改定を行うという考えをお持ちなのか、併せて教えてください。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

圏域事業所の経営への影響についての御質問に答弁申し上げます。

まず、利用者がよりサービスが充実する近隣市の事業所に移ることを考えていなかったかについてでございますが、近隣市の事業所が介護予防生活支援サービス事業の通所型サービスを提供するためには、本広域連合の事業所指定を受ける必要があります。本広域連合が設定した報酬でサービスを提供していただくこととなります。

このことから、本広域連合管内の事業所と近隣市の事業所は同じ報酬で通所型サービスを提供するため、近隣市の事業所が新たに本広域連合の指定を受け、利用者を受け入れることは少ないと考えられます。

次に、圏域住民の利便性の低下につながることは考慮していなかったかにつきましては、介護サービス事業所は、令和2年の新型コロナウイルス感染症の発生により、事業所内の感染対策や事業所での感染症発生によるサービス提供の休止、被保険者のサービス利用控えなどは続き、事業所の収入が減収し、経営にも影響が出ていたところでございました。

その上、近年続いている物価高騰と最低賃金の上昇による人件費の増加により、事業所経営への圧迫が想定以上の影響を与えているものと認識しております。

さらに、国の示した令和6年の介護報酬の改定についても、第9期介護保険事業計画策定の際には国から情報が下りてきておらず、これにつきましても想定できなかったところでございます。

続きまして、今回の報酬単位決定について大きな影響を及ぼしている現状を踏まえ、どのような対策を講じるかにつきましては、まず、第9期事業計画期間中の基本方針の変更は難しい状況ではありますので、国の介護報酬に関する動きを注視し

つつ、圏域内事業所からの経営や加算等に関する相談には介護保険課指導グループを中心に丁寧に対応してまいります。

また、次期の第10期事業計画の策定の際には、国の動きや近隣市の状況を踏まえ、総合的に考えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

藤井栄治議員。

○藤井栄治 議員

近隣市との介護報酬差でいびつな状況になるというのは、例えば本圏域の事業所で言えば、四日市市民の方を入れてあげたほうが経営的には安定するわけですよね。そういうのもあって、事業所として本来圏域の方を優先的に受け入れるべきだと僕は思っていますので、そういうので目に見えないいびつな力が働いてくるんじゃないか。それを大変心配しているということなんですね。

最初から最後まで国からの通知が遅かったということでの御回答なんですが、隣接する四日市と津はどうしてできたんでしょうか。次期改定期である第10期計画では、国の通知にも柔軟な対応をして適切な対応をしていただくようお願いして、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（田中通 議員）

これにて、藤井栄治議員の一般質問を終わります。

中西大輔議員。

○中西大輔 議員

中西です。藤井議員の質問を、はっと思って聞いてました。

質問に入る前ですけども、この一般質問に入ってから櫻井議員、森議員の質問をお聞きしていて、今この広域連合議会の議場の中に行政側の職員さんいらっしゃいますけど、連合長、副連合長を含めてごそっと私が初めて出させていただいたときよりも変わってるなど。連合長、副連合長違いましたから、連合長は川岸元市長で、亀山市は田中元市長だったわけなんですけれども、そこから変わってて、よくよく考えればその時点から広域連合として、専門的な職員を雇用していれば、当

然それだけの経験も積んで知識も積んでということがあったけれども、それがなかったのが今につながってるのかななんてことを考えてました。

質問のほうに入っていきますが、私も60歳手前、55なんですが入ってですね、知り合いの方であったり、また友人についても親御さんとかが介護を受けるという話を非常に聞くことになりました。

御承知いただいているように、介護というのはどこまでいっても人の尊厳に関わる非常に大切な事業だと思います。だからこそ住み慣れた地域で暮らせるように地域包括ケアシステム、いろいろ裏の意図があるかもしれませんがあって、それが進んで今、地域共生社会の実現、また重層的支援体制の構築ということが厚労省から言われてると思います。

全国には先進事例がたくさんあって、それであってもこれで完成ということではなくて、どこまでいってもそれぞれの自治体に応じた形で構築していくしかないものの一つに介護があると思います。

このような取組を進めていくためには、ずっと今日の質問も聞いてて思うんですけども、広域連合が残っても結局事業者の方がいなくなれば事業としては成り立たないわけですし、広域連合議会でここで見てるのは、鈴鹿市と亀山市の対象となる住民の方々だということではぶれてはいけません。事業者の方が残っていただこうと思うと、そもそも尊厳、その方々の尊厳を尊重していなければ住みよい町、地域にならないということだと思います。そのことを藤井議員も取り上げられてた部分に入ってるというふうなことを考えます。

その上で、質問を進めていただきます。提出させていただいている資料がありますが、こちらのほう、有志議員のほうで鈴鹿市デイサービス事業所連絡協議会の方々もオンラインの勉強を行った際に提示していただいたものになります。

その後、鈴鹿市の担当部署、健康福祉部ですけれども、に対してデイサービス連絡協議会の方々が要望を提出された際にも配付されていたものです。中身は何かというと、鈴鹿市内の事業所への物価高騰及び最低賃金上昇はどのような影響を与えているかということについてのアンケートの結果となっています。

資料2 ページ目になりますが、令和6年度に食費を値上げしなかった事業所は61.3%、全体ではなくてこれ回答の中のという話になりますが、に上っていて事業の、先ほど藤井議員の質問にもありましたが、事業の性質上、食品の値上げというのはなかなかしづらい状況がある。また、利用者の方々に対する思いもあって収益から持ち出して負担されている状況が、これから見られると思います。

次に、資料3ページですが、事業継続についてという内容なんですけれども、物価高騰と人件費上昇で収支が減少したと回答した事業所が73.3%となっていて、物価高騰の影響では影響を受けたとする事業所が合わせて80%となっていて、事業所の収支状況では令和7年6月時点で53.3%が収支が悪化したと回答が出ています。

資料4ページ目、事業の存続については、令和9年の介護報酬改定まで現状の基準が続き、物価や人件費の上昇が止まらない場合、事業の継続が難しくなると回答した事業所が74.2%というふうに回答が出ています。もしこれらの事業所の方々が事業をやめられることになった場合、誰が責任を取るのかなというところかと思えます。

このようなアンケート結果から、事業所が厳しい状況にあることはもう容易に見てとれるわけですが、これについては鈴鹿市だけではなくて亀山市も含む、この鈴鹿亀山の広域圏域内で共通する課題のはずです。

そこでお尋ねしたいんですが、令和6年3月の第9期介護保険事業計画策定以降、食料品、光熱水費、燃料費などの物価動向や人件費上昇などの圏域での状況について、先ほど最低賃金の状況については藤井議員が取り上げられていましたが、広域連合としてどのように実態を把握しているのかお聞きしたいと思います。

そして、令和7年度に入って主食である米価がJAの概算金段階で昨年よりも1万円以上上昇していることははっきりしています。また、最近ですがペットボトル飲料などの値上げも相次いでいます。今後も物価上昇が続くことは容易に想定されるところです。事業者が収益から差額を負担する構造が残れば、経営に深刻な影響が続くことも想定されます。物価高騰と人件費上昇による事業者への影響について、広域連合の認識と考えをお聞きしたいと思います。

日本銀行による直近ですね、6月になると思うんですけど、「生活意識に関するアンケート調査」というものの結果が公開されていきました。景況感の悪化や生活のゆとりの減少を感じる人が増え、約96%の方が物価は上がったと回答していきます。

このような中で、事業者が物価高騰分を利用料金に反映させることになれば、利用者の負担感が増す。そうなれば利用控えが生じるおそれも考えられると事業者の方からもお話をお伺いしました。そうすると、結果として事業収益の減少にもつながり、小規模事業者の方にとっては特に深刻な影響があることが考えられるわけです。

このような物価高騰が利用者及び介護保険事業そのものに与える影響について、広域連合の考え方をお聞きしたいと思います。

また、このような物価高騰の対応に広域連合から国や県に対して要望や意見を出した実績があるかということもお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

中西議員御質問の物価及び人件費上昇に伴う事業者支援についての1点目、広域連合としてどのように把握しているのかについて、答弁申し上げます。

各事業所、各関係機関、団体からは、近年の物価高騰や最低賃金の上昇により、食料費、人件費等の必要経費が増加し、経営を圧迫していることに加え、令和6年の国が示した介護報酬改定による影響や介護人材の不足等により事業所の経営がだんだん厳しくなっているとお声はお聞きしております。

また、利用者への影響については、現在のところ広域連合では把握していないところでございます。

それから、国等に対する本件に対しての要望については、現在のところ行っていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

中西大輔議員。

○中西大輔 議員

広域連合は一つの自治体ですよね。三重県の後期高齢者の広域連合のほうでは請願とか受け付けてたりするわけですよ。ということは鈴鹿亀山地区広域連合としても、一つの自治体として責任を持って国や県と向かい合っていく必要があると思います。

確認なんですけれども、請願を広域連合議会として提出することが可能なのかどうか、その点について確認を聞かせてください。

○議長（田中通 議員）

総務課長。

○総務課長（上村剛 君）

中西議員の御質問に対しまして答弁申し上げます。

鈴鹿亀山地区広域連合議会といたしまして、請願を受け付けて、それを審査して、国・県といった上位機関のほうに進達するという事は可能でございます。以上です。

○議長（田中通 議員）

中西大輔議員。

○中西大輔 議員

今までそのような実績はないですけども、今回のこのような状況の中では、やはり自治体としての広域連合は動かなければいけないんじゃないですかね。介護保険部分はここにあるわけですから。やはりその点についてはしっかりやっていただくべきかなと思います。

時間のほうもありますので、少し進めていきたいと思いますがよろしいですか。次に、お聞きしていきますが、先ほど介護報酬改定の話ありましたが、令和6年度の介護報酬改定では、私の資料2のほうに書いてありますが、先ほど藤井議員も触れられていたところなんですけれども、介護報酬改定で運動器機能向上加算が基本報酬のほうに包括化された結果、事業所の総単位数が減少していくことになってます。

さらに、選択的サービス複数実施加算というものが廃止されて、それが新たに一体的サービス提供加算ということで導入されたということになってます。

この報酬改定による減収というものを補填するための加算が、この一体的サービス提供加算となってるわけですが、そこに加えて従来からある口腔機能向上加算と科学的介護推進体制加算というものがあるんですけども、これらの各種加算について手続が複雑で取得しにくいというお声をお聞きしたりします。栄養のほうでも鈴鹿市内にそのようなことを行うところがあっても、実際は県との兼ね合いでうまく活用できないというような事例があるということもお聞きしましたし、後半の科学的介護推進体制加算というのはこれ大きなところであれば、その技術的なものも含めて加算取得に向かえるでしょうけど、小規模事業者はこのような加算を取りに

くい。ということは、やはり収益としてはかなり厳しいということが見えてくると  
思います。

広域連合のほうで、これらの事業者の方々からいろいろな声が寄せられていると  
思いますが、加算に関する課題についてどのように把握されているのか。

また、事業者の加算取得支援の考えはどのようなものかということをお聞きした  
いと思います。

#### ○議長（田中通 議員）

事務局長。

#### ○事務局長（福中正道 君）

加算を受けようとする場合の課題を把握しているかについての御質問につきま  
して答弁申し上げます。

介護報酬につきましては、介護保険サービスを利用者に提供する対価として介護  
事業者が受け取るものであり、通常計画期間に合わせて3年ごとに見直しておりま  
す。

このうち、加算につきましては、その基本報酬にプラスして算定できるものであ  
り、専門職や有資格者の配置や人員基準以上の職員の配置、緊急時の体制構築等そ  
れぞれに定められている算定要件を満たすことで加算を受けることができます。

令和6年の報酬改定においては、総合事業の通所型サービスにおいて、それまで  
の運動器機能向上加算が廃止され、議員のおっしゃいました一体型サービス提供加  
算が新設されました。

この加算は運動器機能向上サービス、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービ  
スを一体的に実施することで、要支援者等の心身機能の改善効果を高めることを目  
的としたものでございます。

この加算を受ける上で多くの事業所が課題として挙げておみえなのが、栄養改善  
サービスの要件になります。栄養改善サービスは事業所に管理栄養士を1名以上、  
従業員としてか、外部との連携により配置する必要があります。このほか事業所か  
らはサービス提供に当たり、加算の対象者の確認、サービス計画の作成等の事務作  
業により、事務を行う職員の負担が多くなる等により、加算の取得が難しいとのお  
声をいただいております。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

中西大輔議員。

○中西大輔 議員

お聞きしているのであれば、具体的にどういうふうやっていったらいいのかというのはもう少し真剣に考えていただくべきかなというふうに思います。単体よりも小規模事業者では対応し切れない難しい課題があるのであれば、であればどういう形で取り組めばいいのか。それで課題があれば、それを県等も含めて取り組んでいかなければ、小規模事業者の方々がいらっしやらなくなってしまう可能性につながると思います。

そのような方、やはりこういう福祉、介護の現場というのはどこまでいっても人の関わる領域の話で、ものに置き換わるものではないので、やっぱりそこは尊重されるべきかなというふうに今の部分で考えました。

それでは、次のところでお聞きしたいんですけども、先ほどからよく出てる短期間で進んでいる物価高騰や最低賃金の上昇の影響、せんだって誰でも通園制度の厚労省の会議、たまたま、ながら聞きしてたんですけども、その時点で人事院勧告による子供保育料への影響。だから公定価格に対する影響が出てくるから、それに対する支援が何とかならんのかみたいなやり取りを聞いてたんですね。人事院勧告、また出てきた場合は、先ほどの最低賃金もまた影響が出てくると思うんですけども、そういうことで加算取得に伴う負担の大きさを踏まえると、次期介護事業計画策定までの間ですね、やはり事業者の方々に対して何らかの支援、対応を行っていくことが急務じゃないかと私は考えます。

また、介護報酬の基本単価の途中改定が難しいというのであれば、少なくともあと1年ぐらい、1年半、1年ぐらいになると思うんですけど、広域連合として主体的な対応支援ということを検討して取り組むべきではないかと思います。

そこで、石田議員が追加で質疑されていましたが、令和6年度決算を見ると介護給付費準備基金残高というのが約22億8,000万円というふうになっているわけです。こちら先ほどの藤井議員の質問のほうとも関連してくるわけですけども、この金額ですね。考えれば基金を乱用してまで何か支援を行ったりするというのが現実的ではないと私も思います。

しかし、この金額等を考えると、この急激な物価上昇などの社会変動に対して基

金を活用して何らかの対応、支援を行っていくことを検討することは合理的な考えと考えます。また、目的にも反しないと私は考えるところです。

そこで、私は基金を活用して物価高騰と人件費上昇に何らかの対応をしてはどうかと考えますが、広域連合の見解をお聞きしたいと思います。もし、基金の活用が難しいと言われるのであれば、では、広域連合として考えられるほかの具体的な支援策についてお聞きしたいと思います。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

基金よる対応の御質問につきまして、答弁申し上げます。

国では、令和8年度予算の編成に向けた概算要求において、物価高騰対策や介護職員のさらなる処遇の改善については予算編成過程で検討するとしておりまして、併せて計画3年目の処遇改善分についても予算編成過程で検討することとしております。

国の検討の結果、介護給付に関して臨時の報酬改定という形で実施されることとなった場合には、令和6年3月定例会でも答弁いたしましたとおり、保険料の負担分が増加したことに伴い発生する保険料の不足については基金から繰り入れて対応することを想定しております。

続きまして、4点目の広域連合として考えられる事業者支援の手法についての御質問に答弁申し上げます。

基本報酬につきましては、第9期事業計画期間中の変更は難しい状況でありますので、国の介護報酬に関する動きを注視しつつ、圏域内事業所からの経営や加算等に関する相談には、介護保険課指導グループを中心に丁寧に対応し、事務作業等に対するアドバイス等を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

中西大輔議員。

○中西大輔 議員

基金に関してなんですけど、予算編成は大体3億円程度残高があれば新しい予算編成に対応することは可能と考えれば、大体19億円ぐらいの幅が今あると。ただ、それを全額使っていかというと、そういうことは申しませんが、ただ、藤井議員の質問にもありましたように、3年間で、例えば先ほどの介護報酬の差額のことで言えば1億4,000万ぐらいですか。ということであれば、全然非現実的なところではないのかなというふうには考えたりするわけですね。

この22億が石田議員の質疑でありましたけれども、積み上がって7億円、計画上は使って対応していくというものが、ここまで積み上がっているというのであれば今の緊急の状況に対応してもう少し積極的に考えていく発想というのが必要じゃないかなと、今の答弁から思います。

何度も言いますように、事業者さんも残っていかなければこういう介護保険の事業、福祉の事業成り立たないので、その点は連合長、副連合長にもしっかり考えていただきたいところだと意見はしておきます。

そして、やはり何度も言いますように、人の尊厳なんですよね。事業者の方々が自分たちの尊厳が尊重されていないというふうに感じるようなことがあれば、当然この圏域内での事業がいいものでは回っていきませんよね。そのような現場であれば何らかの問題が起きかねないかもしれない。そういうことを抑制するためにも取り組んでいかないといけないということをもっと真剣に考えていただくべきかなと、今の答弁で思いましたのでよろしくをお願いします。

それでは、次の項目のところに行きます。

基本報酬を厚労省基準と同等にする考えというところになりますが、先ほどの藤井議員の答弁で、差額についてどの程度になるかというのがありましたので、その辺りのところの答弁は整理していただいてお答えいただきたいんですけども、どのような形であっても、次期事業計画策定に当たっては基本方針の見直しは必須と考えますが、広域連合としての考え方をもう一度お聞かせください。

ここで、先ほどありましたように、策定後に国の報酬改定があったらどうするのというふうなところなんですけれども、本来、今回の第9期のときでも国の報酬改定は計画が確定された3月におこってるわけですから、本来はその1年間は対応できなくても残りの2年間は国の報酬改定に対応して何らかの基金を使ったりして対応するという事は考えられたと思うんですね。もうこれ決まりましたからこれ変わりませんということではなくて、そういうところはどういう考えになっているのかなというのは藤井議員の答弁から気になりましたので、その点もちょっと反映さ

せていただきたいと思います。

先ほどもありましたが、今回また改定して、また国のやつが改定しましたということで、また後手に回らないように、国の動向はやっぱり的確に把握して、想定を踏まえた計画づくりが必須だと私は考えます。その点について、次期事業計画策定に当たり、基本報酬の改定を検討しているか、広域連合の考えをお聞きしたいと思います。

これに関連してですが、鈴鹿市のほうでは東京事務所を開設しましたから、広域連合だからということではなくて、広域連合から鈴鹿市のほうに要請をして積極的に情報を集めてほしいというふうに依頼してもいいんじゃないかなと私は考えます。

そして、このような次期計画の策定に当たってはどうしても関係者へのアンケート調査をもって意見を聞きました、お声を聞きましたということがよくあるんですけども、これは広域連合の計画だけじゃなくていろいろな計画で見られることなんですけれども、今はオンライン会議システムもあるわけですから、やはり活用して、より多く現場の方々の声を聞かせていただくこと、発言する機会、参画する機会をつくっていくということが重要だと私は考えます。こどもの権利条約やこども基本法のほうでは、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表現し、社会的活動に参画する機会を確保することが理念として掲げられています。鈴鹿市こども条例もこういうふうなことが入ってるわけですが、大人の関わる会議でこういうふうな理念が尊重されないということはあると私は考えます。

検討会議への代表の方の出席をもってよしとするのではなくて、現場の方々が参画できる機会、何か手法を拡充するべきと考えますが、こちらのほうについての広域連合の見解をお聞きしたいと思います。併せて答弁のほうをよろしくお願いします。

**○議長（田中通 議員）**

事務局長。

**○事務局長（福中正道 君）**

次期事業計画策定に当たり、基本報酬の見直しは必須と考えるが連合の考えはにつきまして、答弁を申し上げます。

本広域連合といたしましても、基本報酬の見直しは必要と考えております。

今回の第10期介護保険事業計画策定の際には、国の動きに注視し、近隣市の状況や計画策定のためのアンケート等によってニーズや状況の把握を行った上で総合的に見直し額について考えることと想定しております。

続きまして、計画策定に当たりアンケートだけではなく、参画機会を拡充する考えはあるかについてでございますが、次期介護保険事業計画の策定に当たりましては、アンケートの質問内容についても見直し、老人福祉施設協会や介護支援専門員協会等、各関係機関と懇談会を行うことで現場の声を聞かせていただき、今期については圏域内全ての事業所は難しいですけれども、個々の事業所にも幾つか訪問させていただき聞き取りを行おうと考えております。これらの介護現場からの御意見を参考に計画策定を行ってまいります。

以上でございます。

#### ○議長（田中通 議員）

中西大輔議員。

#### ○中西大輔 議員

オンラインのほうを取り上げさせていただいたのは、オンライン使えば時間も場所もあんまり関係ないんですよね。現場に来てもらわないといけないという、そういうことも関係ないわけです。オンラインを使えば、そのZoomで申し訳ないんですけどチャット機能を使えば、別にログも残せるんですよね。聞いててもできなくても残せる。そういうふうな機会があるかどうかというのはやっぱり信頼に関わってくるので、もう少し真剣に検討していただくべきかなと思います。

それと、これも今日の質問中にありましたが、これは福沢議員の質問にあったかな、制度周知の部分のところでもう少しちゃんとというふうなことをおっしゃってましたけれども、介護保険自体は介護保険の支払い始めるのは40歳ですよね。対象になるのが大体65歳ということで、ここからじゃないんですよね。介護予防も含めてやればもっと早い段階、介護保険料のことを考えていくとなるともっと早い段階からこういうことがあるんだということを制度周知も含めて取り組んでいかないといけない。

そういう意味で言うと、こういう計画策定の機会というのは、実は若い世代にとっても非常に重要な機会なので、その視点もしっかり忘れないようにしていただきたいということを意見として述べて質問を終わります。

以上です。

○議長（田中通 議員）

総務課長。

○総務課長（上村剛 君）

すみません。中西議員の請願の御質問に対しまして御答弁申し上げましたのを、ちょっと補足説明させていただきます。

請願につきましては、地方自治法に基づきまして広域連合でも受付をさせていただきまして、実際に平成30年3月議会で請願のほうは受付をいたしております。

その後の取扱いにつきましては、議会の中で協議、審査をしていただきまして、採択、不採択でありますとか意見書を付して上位機関に進達するとか、そういうところは議会のほうで決めていただくということになります。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

これにて、中西大輔議員の一般質問を終わります。

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

福沢美由紀でございます。最後の質問をさせていただきたいと思っております。

今日は一般質問3点挙げてございます。

1点目は、介護認定の内容についてです。

そして、2点目としては、先ほどから議論になっております介護認定の申請に係る期間のことについてでございます。

3点目は、基盤整備についてということで質問をさせていただきたいと思っております。

介護認定についてということで挙げさせてもらったんですが、なぜこの質問を挙げたのかと言いますと、介護認定というのは介護認定調査をしていただいて、結局その結果を受けるわけなんですけれども、特に介護をされていた御家族とか、その方を見ていたケアマネジャーさんから、あれもうちょっと重症度になると思ったけどなという、何かこう違和感を感じておられるという声を、ここ1年ぐらいますごく

聞くようになったんですね。この介護認定期間が長いわというのも、あれ、聞くようになったなと思ったら、ここの議会でも何回かいろんな方が御質問するようになって大きな問題になってきたので、こういう長いことやってみえるベテランさんの実感というのは大事にしたいなと思って、今回ちょっと取り上げさせていただくんですけども。

要するに、介護認定調査をしていただいて、1次判定というのが74項目をチェックしていただいた後、それをコンピュータに入れると1次判定が出るそうなんですけども、それでその結果を受けて、2次判定で審査会で検討してもらっただけでも、そのときには医師の意見書であるとか家族やケアマネさんからの御意見なども含めた形で多分審査してもらうんですね。

そういう2段階を経ている中で、なぜそういう状況に本当になってるのかどうかということが知りたいので、例えば、1次判定結果と2次判定結果で、どのような差が生じているのか。重度になった方がどれぐらいで、軽度になった方がどれぐらいなのかということ、まず伺いたいと思います。

#### ○議長（田中通 議員）

事務局長。

#### ○事務局長（福中正道 君）

それでは、介護認定についての介護認定調査の結果と介護認定審査会の結果の相違に関する御質問につきまして、答弁申し上げます。

介護認定審査会は、保健・医療・福祉に関する専門家によって構成され、申請者の介護度を審査判定する機関でございます。

介護認定審査会における審査判定の手順は、74項目の認定調査の結果と主治医意見書内容の一部を介護認定ソフトに入力し、1次判定を行います。介護認定審査会では、この1次判定結果を基に全ての審査対象者について主治医意見書内容と認定調査特記事項内容を確認し、介護の手間について協議し、1次判定どおりでよいのか、または介護の手間により変更する必要があるのかを審査し、2次判定を行います。

この2次判定の結果が要介護度となります。

令和6年度、1年間に開催された審査会において審査された1万805件のうち、1次判定から2次判定において変更された件数は重度への変更が737件であり、軽

度への変更は4件でございました。

重度への変更については、余命6か月以内のがん末期の方や認知症等で通常よりも介護の手間が大きくかかる方が多く見られております。

また、軽度への変更は4件とわずかであり、心身の状況が改善し、介護の手間が軽減した場合に軽度認定される傾向にございます。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

ただいまの御答弁ですと、かえって1次判定から2次判定に向けて重度に変更しているということでございました。ちょっと私認識が少し違っていたのが、1次判定で既にドクターの意見書を入れた形で1次判定をされるということだったと思うんですけども、別の問題ですけど、そうするとドクターの意見書が届いてないとなかなか1次判定までも行かない。それで遅れてくるという問題もあったのかなと、別のことですけれどもちょっと感じましたので、そこら辺についてもちょっと1点確認させていただきたいと思います。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

1次判定の段階におきましても、医師意見書の一部について判定に考慮されているところでございます。

それと、医師の意見書については、これまでの質疑等々にもありましたけれども、少し認定への期間が縮まってきているというところで、主治医意見書が少し遅いことはないんですけど、より早く出していただくと認定までの期間のほうは縮まるのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

それで、ほとんどが1次判定から2次判定に重度に判定していただくということは、じゃあそのケアマネジャーさんたちのおかしいなど。もうちょっと、もっとこんなケアが必要やから、例えば介護2やったのが3にはなると思ったけどな、4にはなると思ったけどなとか、支援だった人が介護にあって、またこういうことができると思ったけどなという、その違和感というのがちょっと分からなくなるんですけども、そうしますとね、例えばまず確認しておきたいのは、74項目のチェックの内容とか判定の基準とかは、昔から今まで何も変わらないのかどうかだけ確認したいと思います。

○議長（田中通 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

判定の内容については変わってない状況はございますが、厚労省から下りてくる判断、厚労省の適正化事業の中で、その辺り修正というか御指導をいただいておりますので、その辺りで修正はかけていっておるところでございます。

○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

その適正化事業の内容について御説明願えますか。

○議長（田中通 議員）

介護保険課認定グループリーダー。

○介護保険課認定グループリーダー（藤本泰子 君）

御質問いただきました適正化事業でございますが、厚労省のほうで認定審査におきまして、74項目の調査におきまして、日本全国どこでも同じ基準で結果が得られ

るようにということで判断基準のぶれがないよう適正化事業ということで適正化指導員というようなものが私どものほう、昨年度指導を受けまして、基準の統一のほうを再度新たにさせていただいておるところでございます。

○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

その適正化の適正の内容がね、今までやっていたのとどう違ってきたのか。今そこが変わってきたのが、ということ。内容が聞きたいんですけど。

○議長（田中通 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

内容に変わりはないんですけども、自治体ごとで判断のぶれがあると駄目ですので、厚生労働省の指導によって基準の確定というか、基準を知らせていただくために指導を受けるところでございます。

○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

今すぐにはね、具体的にこのところがというのは分からないので、また私も改めて調べたいとは思いますが。

そして、もう一つ調べたいのは、その調査を受ける方の現状と1次判定の、その差はどうかということなんですけども。そこまでは私も通告で申し上げておりませんのですぐには出ないかと思っておりますけども、これからちょっとね、やっぱり調べていきたいので、そういう例えば、そうですね、更新の方なんかだと3の方が5になったんかとか、今の状況が、この1次判定との差ではなくて現状との判定の差を調べていきたいなと思うんですけども、そういうことはまた今後、次に送りますけど可能でしょうか。

○議長（田中通 議員）

介護保険課認定グループリーダー。

○介護保険課認定グループリーダー（藤本泰子 君）

先ほど議員のほうから御質問いただきました、前回の介護度と今回の介護度の違いを調べていかれるというところでございますが、こちらといたしましてもできる範囲で調べさせていただいて原因のほうも追求をしていきたいと考えております。

○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

この問題は私が二、三人の、例えばケアマネさんから聞くとかだけではなくて、全国的にそういうケアマネの会とかそういうことがあったときに、ちょっとお話が聞かれることなので、ぜひとも一緒によくなるように調べていただきたいし、私も勉強していきたいなと思います。

次の質問に移りたいと思います。

介護保険の申請から介護認定に係る期間についてということで、今日も大分議論があったところですが、改めまして、今の一番新しい期間が一体どのようになっているのかということについて、お伺いしたいと思います。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

介護認定に係る期間についての御質問の1点目、新規申請についての御質問に答弁申し上げます。

介護認定の遅れにつきましては、一時期調査員不足から認定まで多くの期間を要した時期がございましたが、令和5年度より従来から委託している居宅介護支援事業所による認定調査に加え、指定市町村事務受託法人に調査の一部を委託し、安定した体制の構築に努めてまいりました。

令和7年9月末現在の新規申請において、申請から認定までの期間は平均33.9日であり、併せて変更申請においては35.3日、要支援からの区分変更である介護申請においては32.2日となっております。

事務局の体制といたしましては、令和6年度における申請件数の増加に伴う事務処理に対応できる体制整備として、構成市の協力を得て介護保険課職員を2名増員いたしました。令和7年4月の人事異動により介護保険課職員が1名減となりました。

そこで、調査判断基準の考え方の整理を行い、調査票の確認、疑義照会等にかかる日数の短縮に努める等、事務改善に取り組み、法定期間の30日に少しでも近づけるよう努めてまいりました。

今後、再び申請件数が増えることも考えられますので、その件数増に対応しつつ、さらに事務改善等を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

#### ○福沢美由紀 議員

私も人員が1人減ったという中でどうなってるのかなということが気になっておったんですけども、1人減りながらも以前よりも日数を狭めて早くしていただくようにはなってきたということでした。

ここで心配なのが、減ってよくなったということは皆さんの働く環境がどうなのかなと。残業がえらい増えてね、大変なことになっていてね、潰れてしまっちはあきませんので、そういうことも含めて人員体制がどうなのかを伺いたいと思います。

#### ○議長（田中通 議員）

介護保険課長。

#### ○介護保険課長（中条裕 君）

1名減となった現状ではございますが、今このように日数については少なくすることができておりますのも、いろんな厚生労働省の指導を受けたり、いろんな調査員のレベルアップ等もしていただいた中での判定事務にかかる期間については狭

めることができいております。

時間外勤務につきましてもまだまだしていただいているところはあるんですけども、昨年度よりは少し少ない状況はあります。その状況で頑張ってもらっています。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

ぜひとも広域連合長も副連合長も、その状況をしっかりと把握していただいて、続けていけるように見ていただきたいなと思います。

そして、以前、高橋さつき議員が更新の申請について質疑していたときに、すごくその現場にお話を聞きに行ったものですからね。それがちゃんと直ってるかどうかを聞きたいんですけども、2か月前から出せるので早くから落ち度なく更新申請をしたのに、遅いのために期限が切れても結果が出てこなくて、先ほどの森議員の質問と一緒にすわ。要するに、これがどう出るかが分からないままサービスを続けるわけには行かないので一旦止めるということをしてきた事実があったわけですよ。本当に大変なとき。そういうことによってね、介護度が本当に悪くなった。その方の状態が悪くなったり、待ってる間に。そういうこともあったということですので、今こうやって早くなっていますので、そういうことは起こっていないのかということについて確認しておきたいと思います。

○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

2点目の更新について、答弁申し上げます。

更新申請につきましては、認定有効期間満了日の60日前から更新手続きに係る申請の受付が開始されます。対象者の約7割から8割の方が申請受付の初日から3日頃までに申請をされております。

以前は認定結果が出るまで60日を超えていた時期もあり、市民の皆様や担当ケア

マネジャー、関係者の皆様に御不便をおかけしておりましたが、令和7年9月審査分の平均といたしましては、更新申請については43.7日で結果をお出ししている状況となっております。

今後も事務改善に取り組み、更新申請についても法定の30日に少しでも近づけることができるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

#### ○福沢美由紀 議員

きちっとその2か月前に滞りなく出したら、43.7日ということは期限が切れてどっちの介護度でいけるか分からないということは起こっていないということですね。そういうことなんですけども、またそのときの問題としては何も申請をしたほうには瑕疵がないのに止めなくちゃいけないとか、あるいは書類をね、また新たな書類を作って出さなくちゃいけないとか、そういうことが課せられたということは課題だったんですけども、改めまして、そういうことがないように、ぜひとも取り組んでいただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それでは、最後に3番目の質問に移ります。

今期に達成すべき第9期事業計画の中にありました基盤整備についてです。

これ以前、私伺ったところ、定期巡回型の随時対応型訪問介護看護と看護小規模多機能型の居宅介護という二つの事業を基盤整備するということでしたが、年々公募を行ったけども応募がなかったという答弁でございました。その何でなかったんやというと、やっぱり人の問題ですね。そういう働いていただけるケア労働者の方を雇用するのが難しいというようなことでもございました。

どうやったらその難しい問題を越えられるのかということを考えていきましようということだったと思うんですけども、現在の状況でこの基盤整備の進み具合はどのような状況なのかをお聞きしたいと思います。

#### ○議長（田中通 議員）

事務局長。

○事務局長（福中正道 君）

今期末達成の基盤整備の経過についての御質問に答弁申し上げます。

本広域連合の第9期介護保険事業計画におきまして、サービス提供基盤の整備として地域密着型サービスの定期巡回・随時対応型訪問介護看護と看護小規模多機能型居宅介護の2事業、整備数各1か所の施設整備を位置づけております。

整備を進めるに当たり、令和6年度、令和7年度にサービス事業者の公募を行いました。事業者からの応募はございませんでした。事業者からは介護職員、看護師等の資格を持った人材の確保が難しいことや人件費が多くかかることで経営が難しいとのお声をいただいております。

サービス提供基盤の整備につきましては、次期、第10期介護保険事業計画策定の際にはアンケートの結果にてニーズの把握を行い、実際の現場からの意見、ケアマネジャー等各関係機関からの意見を聴取し、それらを総合的に考え今後の施設整備の計画について考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

この基盤整備の二つの事業については、やっぱり広域連合としてはニーズがあると思ってみえるのかどうかを確認しておきたいと思っております。

○議長（田中通 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

前回の計画策定の際には、アンケートにもこの事業があれば利用したいということのケアマネジャーさんたちからのお声もありましたので、国が進める事業でもありますので、うちとしてもこの2事業については整備を進めたいということで計画の中に入れさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

訪問介護看護を随時対応型といいますと24時間ということですよ。それは本当にリスクもあるし体もきついし、そんな中でやっぱり報酬と照らし合わせて自分の人生考えて、なかなかやりますと言えないというのはよく分かりますよね。そこをやっぱり誰が押していくのか。何ができるのかというところを踏み込まないと、いつまでたっても手が上がりませんでしたで終わってくと思うんですよ。それを待ってらっしゃる広域住民の方が、利用者さんがいらっしゃるのであれば、本当に現場の声を今聞くとおっしゃいましたけど、例えばどういう場で現場の声をお聞きになるんですか。

○議長（田中通 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

この2事業に関しまして、圏域内でもう既に1事業所ずつございます。今実際に動いていただいておりますので、まずはそこの現場のお声というか、今その経営の状況、利用の状況等をお聞きして、やっぱり現場の声、一番お知りになってるのはケアマネジャー等の方ということになると思いますので、ケアマネ協会等にも御協力いただいて現場の声を拾っていきたい。また、アンケートについてもちょっと前回と言い方というか、この事業が本当に必要かどうかという部分についてのアンケートについては、アンケートの聞き方というところもあると思いますので、そちらについても今から計画策定前に、これからアンケートを今年度にやりますので、そちらのほうについても考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田中通 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

障害のサービスについても65歳になったら介護で優先でということになっておる中で、例えばこういう随時対応型というものがあると使いやすくなるのかなと私は勝手に、随時障害の方で必要な方はありますのでね。呼吸とか。思いますので、今やってらっしゃる方に現場間でもっとどうやったらこういう施設が増えるだろうかということをご丁寧にご聞いていただくことが大事だと思いますし、ぜひとも何とか、今期これ今の状況で手が上がってないということは、まだだんだん遅くなるかもしれませんが、それでもぜひとも進めていただくように希望いたしまして私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（田中通 議員）

これにて、一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして本日の会議を閉じ、令和7年10月鈴鹿亀山地区広域連合議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後03時10分 閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

令和7年10月21日

鈴鹿亀山地区広域連合議会議長      田   中      通

議員（ 3 番） 藤 井 栄 治

議員（ 9 番） 池 上 茂 樹